

広島県分権改革推進審議会小委員会

第6回会議次第

日時 平成15年9月17日（水）13:30～16:00

場所 県庁 北館2階 第1会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 小委員会報告について
- (2) 広島県財政の現状と今後の財政収支見通しについて

3 閉 会

【配付資料】

広島県分権改革推進審議会小委員会報告（案）

広島県分権改革推進審議会小委員会報告資料

広島県財政の現状と今後の財政収支見通し

広島県分権改革推進審議会小委員会

第6回会議出席者名簿

職 名	氏 名	備考
広島県商工会議所連合会会頭	池 内 浩 一	欠席
高田郡甲田町長	今 井 正	
広島経済同友会代表幹事	大 田 哲 哉	欠席
〃 事務局長	齋 藤 馥	※
広島女学院大学助教授	折 登 美 紀	欠席
広島県商工会連合会会長	加 島 英 俊	
広島大学法学部教授	川 崎 信 文	
広島県農業協同組合中央会会長	児 玉 静 秋	欠席
〃 企画広報室長	岸 房 康 行	※
広島県民生委員児童委員協議会会長	櫻 井 正 弥	
広島県国民健康保険団体連合会常務理事	佐 古 清 進	
広島県議会議員	平 浩 介	
安田女子短期大学講師	戸 井 佳奈子	
社団法人中国地方総合研究センター理事長	櫛 本 功	
日本労働組合総連合会 広島県連合会会長	宮 地 稔	欠席
中国新聞社代表取締役副社長	山 本 一 隆	
三次市長	吉 岡 広小路	

(50 音順, 敬称略)

※ 備考欄に※のある出席者は, 広島県分権改革推進審議会設置条例第6条に基づく「議事に係る関係者」としての出席者

広島県分権改革推進審議会 小委員会報告（案）

----- 国・県・基礎的自治体，行政と民間の役割分担など -----

平成 1 5 年 9 月 1 7 日

目 次

はじめに

1 広島県分権改革の基本的な考え方	1
2 部局（分野）別の事務・事業の基本的な見直し方針	5
事務・事業見直しの基本的な考え方	5
（1）環境生活部関係	5
① 環境行政のあり方	5
② 自然公園、レクリエーション施設等に係る役割分担	6
（2）福祉保健部関係	8
① 福祉事務所業務の町への移管、保健所業務の市などへの移管、 児童相談業務等のあり方	8
② 社会福祉施設における行政と民間の役割分担	10
（3）商工労働部関係	11
① 中小企業等への金融支援、経営指導のあり方	11
② 産業振興施策のあり方	12
③ 雇用労働施策のあり方	13
（4）農林水産部関係	15
① 農林水産業関係の基盤整備のあり方	15
② 農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方、山地育成 や施設整備に対する関与のあり方、農林水産業関係の規制・ 監督行政のあり方	16
③ 農業改良普及事業のあり方	18
（5）土木建築部関係	19
① 土木建築部関係の基盤整備のあり方	19
② 都市・建築行政のあり方	21
（6）教育委員会関係	23
① 義務教育のあり方	23
② 生涯学習における県教育委員会の役割の整理	24
3 地域事務所のあり方	26
4 事務事業見直し基準について	28
5 広島県分権改革推進審議会小委員会委員名簿	29
6 小委員会の審議経過	30

はじめに

広島県分権改革推進審議会は、「地方分権の一層の推進を図る観点から、分権型行政システムの構築への道筋を明らかにするとともに、県の行財政の健全かつ効率的な運営や、都道府県合併等も視野に入れた新たな県の在り方などについて、調査審議する」という諮問を受け、県の行財政改革から県の将来像まで含む広範な議論を行うことを目的としている。

特に、市町村合併が現実のものとして進行し、基礎的自治体レベルで新しい自治の形が生まれつつある広島県において、事務事業の見直しを踏まえた役割分担の明確化による新たな分権型行政システムを構築することは、全国的にもモデルになり得ると考えられる。広島県の分権改革が日本の行政システム全体を改革する牽引役となるよう、先導的かつ実践的な議論が必要である。

本小委員会は、幅広い審議事項を効率よく計画的に審議するため、第1回審議会において承認されたスケジュールに沿って、先ず、全体の基礎となる事務事業の見直し部分（国、県、基礎的自治体の役割分担 等）などの中心部分について、審議会に取りまとめる大まかな案に向けて、見直しの方向性を審議してきた。

8月～9月の実質1か月間という短期間であったが、6回の小委員会を開催し、県の組織・事務事業の概略から個別行政分野ごとの主要論点まで、関係部局・行政委員会の出席も交えて、精力的な審議を行うことにより、主に、個別の行政分野ごとの事務事業のあり方について、方向性を示すことができたと考えている。

1 広島県分権改革の基本的な考え方

【分権改革を巡る国の動き】

近い将来の人口減少社会の到来や少子・高齢化社会の急速な進展、低経済成長社会の到来といった社会環境の大きな変化に加え、個人の価値観や住民ニーズの多様性が増す中、中央集権型行政システムの制度疲労が顕在化し、自己決定と自己責任の原則を徹底する地方分権改革が求められてきた。

平成7年の地方分権推進法から平成12年の地方分権一括法の施行を経て、国と地方の関係は概念的には「対等、協力の関係」と整理された。機関委任事務についても制度が廃止され、地方の事務として、地方公共団体が創意工夫しながら実施する仕組みに改められたが、地方分権推進委員会最終報告（平成13年6月）が指摘しているように、こうした地方の事務を自主的・自立的に処理するためには国庫補助負担金等を通じた国の関与を一層縮減するとともに、税源移譲等によって財源面での自主性・自立性を向上させることが不可欠である。

このため、国においては、本年6月に閣議決定された「経済財政と構造改革に関する基本方針2003」の中において、国庫補助負担金の廃止縮減、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲を含む三位一体改革の具体的な改革工程を示し、「改革と展望」（～2006年）の期間中に、国庫補助負担金については、概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減を行うとともに、廃止する国庫補助負担金の中で、引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、基幹税の充実を基本に税源移譲を行うこととしている。

しかしながら、廃止すべき国庫補助負担金の内容や地方へ移譲する税目など肝心な部分は、今後の予算編成や税制改正時の議論を踏まえて検討されることになっているため、地方に対してどの程度の影響が及ぶのか、その全貌が依然として不透明である。

一方で、地方制度調査会では、市町村合併後の新たな地方自治制度のあり方について、調査審議が行われ、本年秋には、基礎的自治体、大都市、都道府県の将来のあり方などについて、答申が出されるなど、地方自治制度全般に係わる抜本的な改革が進められることが予想される。

【 本県の現状 】

本県においては、基礎的自治体である市町村の合併が急速に進展し、平成14年度当初に86あった市町村数は平成17年度当初には3分の1程度に減少し、その大半が市になるという状況にある。

本来、「住民に身近な行政はできるだけ身近な自治体で実施」できるよう、地方分権の中心的な担い手として基礎的自治体の行政体制を整備することが市町村合併の大きな目的であったことを踏まえると、県と基礎的自治体の役割分担の明確化と県から基礎的自治体への事務・権限の移譲は、喫緊の課題であると言わざるを得ない。

また、国と同様に本県も県内市町村も共に危機的な財政状況にあり、特に本県財政は、今後、500～700億円の財源不足額が見込まれるなど、極めて危機的な状況に直面している。こうした状況に加え、三位一体の改革は、国・地方を通じた財政健全化の色彩が濃く、国庫補助負担金、地方交付税の大幅な縮減が懸念される中で、歳出の徹底的な見直しを初め、効率的で小さな行政を実現することは不可欠な状況である。

【 広島型の分権改革 】

分権改革は、単に国から県、県から基礎的自治体へと事務や権限を移すことにより、地域の実態や住民ニーズに沿った行政を推進するだけでなく、本来、基礎的自治体だけで完結できる事務について、国や県の関与を縮減することにより、二重、三重の行政を排除し、トータルとしてスリムで効率的な行政の構築に結びつけようとするものであり、分権改革と行財政改革は、表裏一体の関係にある。

また、厳しい財政状況を改善するための行財政改革を進める上において、県の役割分担がどうあるべきかという前提が不可欠であり、分権改革によって、県の将来像を明らかにする議論と、いかに効率的で小さな行政組織を作っていくかという行財政改革の議論を相互に関連付けながら行う必要がある。分権改革と行財政改革を有機的に結びつけ一体的に行うことを特徴として、広島型の分権改革を推進する必要がある。

【 分権改革の具体化 】

分権改革を推進する上で、先ず、国、県、市町村の間、また、行政と民間との間の

役割分担を抜本的に見直すことによって、県の役割分担を明確化した上で、そうした役割を果たしていくための県のあり方を明らかにしていく必要がある。

県の役割分担を明らかにしていくためには、事務事業の全てについて、真に必要な事務事業なのか、社会経済情勢の変化に伴い役割を終えてはいないかという視点で、廃止を検討することや、民間でも実施することのできる事業で、行政の役割とは言えないのではないかという視点で民間への移管を検討することにより、行政の役割自体を見直すことが必要である。その上で、引き続き行政で担っていくべき事務事業については、基本的には、住民に身近な行政は可能な限り、基礎的自治体が行い、基礎的自治体で担えないものを広域自治体である県が処理するという「市町村優先の原則」「補完性の原理」を徹底し、基礎的自治体への大胆な事務・権限の移譲を目指すべきである。

この際、国と県との関係や国の法令並びに制度上の制約がある事務・権限については、国における法令改正や制度の見直しを提案していくこととなるが、県独自に取り組むことのできる行政事務の民間への移管や基礎的自治体への事務・権限の移譲については、先行して実行していくこととする。

合併先進県として、自らできる分権改革を徹底的に行うことが、地方分権改革のモデルとして、国の分権改革を促す起爆剤にもなり得ると考えられる。

【 県の行財政改革 】

地方分権一括法の施行により、地方の自主性・自立性が発揮できる領域が拡大する一方で、県税収入はかつてない落ち込みをみせるといった厳しい環境にある中、それぞれの地域が知恵と工夫を競う地域間競争の時代に突入しており、引き続き、広域自治体として県が担うべき役割を果たすためには、県の徹底的な行財政改革は不可欠である。

本県においては、これまでも「行政システム改革推進計画（H12～H16）」や「中期財政運営方針（H12～H16）」に基づく改革を推進し、組織・定数のスリム化や財政の健全化などに一定の成果を挙げてきたところであるが、本格的な地方分権時代を迎え、県政を取り巻く環境がこれまで以上に急激に変化する中、限られた行政資源（ヒト、モノ、金）の下、従来にも増して県民満足度を高められる質の高い行政サ

ービスを提供していくため、行財政システム全般にわたる抜本的な改革を推し進めていく必要がある。

【 将来方向 】

合併により広域化し、幅広い事務・権限を持った基礎的自治体が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための総合的な行政主体として、自己完結型自治体へと転換していく一方で、広域自治体である県は、基礎的自治体を超える広域の事務と連絡調整事務を主として担い、補完事務については、極力縮減して最小限にしていくこととなる。

こうした、基礎的自治体と県との新しい関係を具体化した上で、県が地方分権時代にふさわしい役割を果たしていくためには、現在国が担っている事務事業についても、その多くは地方で担えるものとして、大胆に移譲を求めるとともに、都道府県合併、道州制等を視野においた都道府県の広域化の議論も進めていく必要がある。

2 部局（分野）別の事務・事業の基本的な見直し方針

【事務事業見直しの基本的な考え方】

分権改革の議論を進める上で、県の役割の明確化から着手する必要があるため、県で行っている事務・事業について、部門ごとに論点を抽出して、個別に具体的な議論を行い、併せて、関連する国の事務・事業についても議論を行った。

これらの論点は、県の事務・事業の全てを網羅するものではないが、部門ごとの代表的なものを抽出したり、大括りの論点とするなど、他の事務・事業の議論にも活かせるものとなっており、類似の事務・事業については、今後、今回の議論を踏まえた検討が必要である。

具体的な見直しの基準については、第1回審議会で示された「事務事業見直し基準（28ページ）」を念頭に置きつつ、事務事業の廃止や民間移管の可否の議論を含んだ見直しを行い、行政の役割とされるものについて、「市町村優先の原則」「補完性の原理」に基づいて、国、県、市町の役割分担を整理することとした。

（1）環境生活部関係

① 環境行政のあり方

- 公害対策や廃棄物対策などの環境行政については、広域にわたるものとして、現在、県が多くの役割を担っているが、施設、事業場を対象とする許認可などの事務や、生活排水対策など地域に密着した事務もあることから、県と基礎的自治体の役割分担の再整理を中心に議論した。
- 現在の役割分担は、国が全国状況を把握して制度や基準を設け、県や政令指定都市などが規制対象施設に対する監督や汚染状況等の監視を担当しているというのが、大まかな分担であるが、県の中でも本庁で執行している事務と地域事務所で完結している事務など様々である。また、地域事務所で担当している事務の多くは、保健所を設置している政令指定都市等（広島市、福山市、呉市）の権限となっている。
- これらの実態を踏まえると、汚染物質の排出施設や廃棄物処分場の設置に係る許認可等の監督業務など、地域事務所で担当している事務の多くは地域性のある事務として、基礎的自治体に移譲することを原則とすべきであり、基準や計画策定、営業の許可等、広域性があり県で引き続き担当すべき事務については、地域事務所ではなく本庁直轄等で対応する方向で事務の振り分けをすべきという意見が大勢を占めた。

○ なお、基礎的自治体への移譲を検討する際、合併後の基礎的自治体にも、町が市に合併したものや町同士が合併したものなど様々であり、その能力に差があることにも配慮する必要があるという意見があった。環境行政については、専門的な知識を有する職員が必要であることや、対象が散在する場合など、単独の基礎的自治体で担当することで非効率になることも考えられるため、広域連合や一部事務組合等の特別な仕組みを検討する必要がある。この際、従来、環境行政を保健所で担当していた実態があることも踏まえ、後述する広域連合等による保健所の設置検討と併せて検討する。

○ また、合併処理浄化槽については、設置届出の受理や立入検査等の事務は県が担当し、市町村から設置者への助成金に対して国や県が補助金を交付している。浄化槽に係る事務については、住民に身近な事務として基礎的自治体で完結するよう役割分担を整理すべきであるが、単なる役割分担の整理だけでなく、補助制度の見直しも必要となる。合併処理浄化槽に対する補助金だけでなく、同様に補助制度がある公共下水道や集落排水事業なども、基礎的自治体だけの判断で完結すべき事務であり、国庫補助制度の見直しと一般財源化が必要である。三位一体の改革で検討される個別の国庫補助負担金の見直しの中で、国に提案していくべきである。

【整理の方向性】

■ 環境行政については、地域事務所で担当している事務を中心に地域性のあるものは、基礎的自治体に移譲し、広域性があり、県で引き続き担当すべき事務は、本庁直轄等に対応する方向で事務事業を整理すべきである。

その際、能力面や効率性の面で、単独の基礎的自治体で実施することが難しいものについては、一部事務組合や広域連合等の仕組みを活用する。その際、後述する保健所の設置と併せて検討するべきである。

■ 浄化槽等の市町村で完結すべき事務に係る国庫補助負担金については、市町村の一般財源として、自主的な運用ができるよう他の国庫補助負担金の見直しに合わせて、国への制度改正の提案を行うべきである。

② 自然公園、レクリエーション施設等に係る役割分担

○ 自然公園については、国立公園については、国が直接事務を執行し、国定公園については、公園の指定と公園計画の決定を国が、具体的な施設整備や行為の許可を県が行っている。県立自然公園については、全て県が事務を執

行している。これらのうち、施設整備等の個別の公園事業や行為の許可については、基礎的自治体の区域内で完結するものがほとんどである。

- 自然公園内の施設には、もみのき森林公園や県民の浜などのように宿泊施設等収益施設を備えたレクリエーション施設から公園内の遊歩道やトイレ、展望台のような小規模な施設まで様々な施設があるが、市町村等地元への管理・事務委託によって地域における管理運営が定着している施設についての、基礎的自治体との役割分担を論点として議論した。
- 委員の意見を総じてまとめると、自然公園施設のうち、レクリエーション施設については、観光面、自然保護の面で今後とも重要な施設であり、単に県と基礎的自治体との役割分担だけではなく、これらの施設を最高に活用する上でいかに民間の力や住民に近い基礎的自治体の力を活用して、効果的、効率的に運営すべきかという視点で検討すべきであるという意見が大勢を占めた。
- また、収益施設ではない遊歩道やトイレ、展望台のような施設については、基礎的自治体での管理が可能であり、広域性もない。基礎的自治体内で完結する県道等、その他の公共施設についての役割分担と同様の考え方により、基礎的自治体へ移譲する方向で整理する必要がある。
- 自然公園内における木竹の伐採等、行為の許可については、基礎的自治体の区域内で完結するものであり、できる限り地域の実情に通じた基礎的自治体で実施できるよう制度の見直しを検討する必要がある。

【整理の方向性】

- 自然公園施設のうち、レクリエーション施設については、採算性や設置目的等を個別の施設ごとに精査し、効果的、効率的な運営をいかに確保するかという視点で、民間活用（公の施設の指定管理者制度）や基礎的自治体への移譲等に廃止の選択も含めて総合的に整理すべきである。
- 自然歩道など小規模な公園施設については、他の公共部門と同様の考え方で、基礎的自治体で管理可能なものは、極力基礎的自治体に移譲すべきである。
- 自然公園内における行為の許可については、極力基礎的自治体に移譲する方向で検討すべきである。

（２）福祉保健部関係

① 福祉事務所業務の町への移管，保健所業務の市などへの移管，児童相談業務等のあり方

- 福祉保健行政については、住民の日常生活に最も密接に関係する分野であることから、高齢者、身体障害者、知的障害者に係る福祉サービスや母子保健など頻度の高い保健サービスの提供及び最近では、介護保険事業の運営に至るまで、その多くが基礎的自治体の事務事業として定着している現状にある。
- こうした中であって、現在の福祉事務所業務、保健所業務並びに児童相談業務等の役割分担については、法令により福祉事務所においては、市に、保健所については、政令指定都市、中核市、その他政令で定める市に、また、児童相談業務の中核を担う児童相談所については、政令指定都市にそれぞれ設置し、自ら事務を処理しているものの、他の市町村については、県が補完的にその区域に係る事務を所管している。
- 今回、県の担っている役割のうち、町村区域を対象に生活保護事務や個人給付サービスなどを実施する福祉事務所業務や対人・対物保健サービスを担っている保健所業務のあり方並びに、近年、社会的問題として取り上げられている非行児童・児童虐待などへの対応を含めた児童相談業務や住民との相談窓口となる民生委員児童委員や各種福祉関係相談員の設置運営のあり方について、県と基礎的自治体の役割分担を視点を議論を行った。
- 各委員の意見を総じてまとめれば、すでに基礎的自治体において福祉・保健に関する事務事業を担っている実態を踏まえつつ、地域福祉の観点や保健医療・福祉は一体的かつ不可分のもので、地域住民の生活と密着した行政サービスであり、基本的には基礎的自治体で対応すべきである。また、福祉事務所業務、児童相談業務などは身近な自治体で行われるほうが機動力を発揮できるとともに、住民の相談窓口をできるだけ一本化した上での総合センター化やワンストップサービスに向けた体制整備を図るべきとの意見が大勢を占めていた。
- こうした考え方を踏まえ、今後、福祉事務所業務にあつては、合併後、引き続き、町として存続する自治体にあつても、極力その自治体で福祉事務所を設置すべきである。また、保健所の設置や児童相談所の設置についても、

地域の実情を踏まえ、住民に身近な基礎的自治体で担うことができるよう、現行の設置要件を緩和するとともに、広域連合や一部事務組合など広域行政を活用した設置形態についても工夫すべきである。

- なお、保健所業務や児童相談業務については、例えば、救急医療体制の整備や SARS などの感染症対策、児童虐待問題に係る相談体制など広域性、専門性の高い業務もあることから、こうした業務については、引き続き、県が担うべきとの指摘もあり、体制整備に係る財源措置や専門職員の確保など人員問題も含めて、今後、整理すべき課題もある。
- 民生委員児童委員や福祉関係相談員の設置にあたっては、地域住民との最前線としての一義的な窓口として、その役割は重要との意見があり、委員等の設置から指揮監督等について、基礎的自治体が主体的に行うことができる仕組みを構築することが適当と考えられる。

【整理の方向性】

- 福祉事務所については、すべての町へ設置することを基本にし、とりわけ、合併後、規模・能力の拡大を目指す町においては、できる限り早期に福祉事務所を設置できるよう、その促進策を検討すべきである。
- 保健所設置にあたっては、国が定める設置要件の緩和並びに広域連合や一部事務組合による共同設置も可能となるよう、国への制度改正の提案を行うべきである。
- あわせて、福祉事務所・保健所設置が市や町で困難な場合には、地域の実情に応じて、県が所管する区域の業務について、最寄りの市あるいは保健所設置市へ事務を委託できる仕組みについても、検討すべきである。
- 児童相談所については、中核市や特例市などへの設置あるいは広域連合や一部事務組合による共同設置も可能となるよう、国への制度改正の提案を行うべきである。
- 民生委員児童委員をはじめ、福祉関係相談員については、住民との一義的な窓口としての重要性を鑑み、できる限り基礎的自治体において、委員等の設置から指揮監督に至るまで、一体的な設置運営が可能となるよう、国への制度改正の提案を行うべきである。

② 社会福祉施設における行政と民間の役割分担

- 施設福祉サービスにあたっては、民間社会福祉法人が事業主体の中心となって、サービスを提供している状況から、県立社会福祉施設の必要性やその役割について点検を行い、民間サービス供給体制の整備状況や地域における施設利用状況も踏まえながら、「民間でできることは、民間に委ねる」との基本的考え方に立って、行政と民間との役割分担について議論を行ったところである。
- 委員の意見としては、県立社会福祉施設の設置が、民間参入が難しい時代において、先導的な役割を果たしてきたとの認識の上で、最近では、高齢者から重度の障害者まで、多くの分野に民間社会福祉法人が参画していることから、県が独自に設置運営する施設の大半については、すでに県の役割が終わっているのではないかと、また、民間での運営が困難な場合にあっては、県が必要となる財政的な支援を行えば、民間でも十分対応ができるのではないかと指摘があった。
- また、民間社会福祉法人へ移管した公立社会福祉施設を例に、民間社会福祉法人が運営した場合には、従来の施設職員の3分の2で十分運営が可能となるなど、経費削減の効果も見受けられるとの指摘もある。
- 一方で、県立社会福祉施設すべてが民間へ移管すべきかどうかについては、引き続き、県が担うべき施設もあるのではないかと意見もあり、施設の役割や利用実態等について、十分に検討を行った上での、議論が必要との意見もあった。
- こうした意見を踏まえた上で、現在、11ある県立社会福祉施設の設置運営にあたっては、県が設置運営すべき必要性やその役割の終わった施設については、官業開放的な考え方に立って民間社会福祉法人への移管、あるいは地域の利用状況等を踏まえ、地元の自治体への移管も視野に検討すべきである。
- また、民間社会福祉法人への移管とともに、将来的には、地域のボランティア団体であるNPO法人などへの移譲・移管についても幅広く検討することも必要と考えられる。

【整理の方向性】

- 県立社会福祉施設のうち、県が設置運営する必要性や役割の終わった施設については、民間社会福祉法人あるいは地元自治体への移管を積極的に進めるべきである。
- また、引き続き、県で設置する必要がある施設についても、その管理運営について、民間活用（公の施設の指定管理者制度）を図るなど、現行の管理委託のあり方を見直すべきである。

（３）商工労働部関係

① 中小企業等への金融支援、経営指導のあり方

- 県費預託融資制度については、平成 14 年度の新規融資枠 1,223 億円に対して、利用実績は 541 億円（融資枠の 44%）と低迷している。利用実績のうち、経営安定資金（一般資金）融資が 481 億円と、ほとんど（89%）を占めており、他の政策的融資メニューの利用状況は低調である。
- 経営改善普及事業については、小規模事業者の経営改善の支援のため、商工会、商工会議所及び県商工会連合会を支援団体と位置付けて、経営指導員等 517 人の人件費 26.6 億円を県が補助している。
- 小委員会では、預託融資制度については、資金需要が低迷している中で、金融機関との役割分担を含めて、企業が真に必要とする資金支援のあり方について議論を行った。また、経営改善普及事業については、市町村合併に連動する商工会や商工会議所の合併も想定される中、県の関与のあり方について議論を行った。
- 県費預託融資制度に関する各委員の意見を総じてまとめると、徐々に縮小していくにしても、デフレ不況の中で、今程度の支援はしばらく必要であるが、メニューが多すぎて使いにくいので、あまり細分化せず 2 つか 3 つのメニューにして使い易い方法を考えるべきで、また、利子補給や東京都などが取り入れている市場型間接金融など、新しい形の中小企業金融を検討すべきというものであった。一方で、金融支援は市中銀行に任せて、県費預託融資制度は廃止してはどうかという意見もあった。

- 経営改善普及事業に関する各委員の意見を総じてまとめると、商工会の合併を進めて効率化を図る必要があり、県も人件費の補助をしているのだから、商工会の合併を見守るという姿勢ではなく、一緒になって、今後どうするかを検討する姿勢が必要である。また、経営指導員等の人件費に 26.6 億円を使って、それだけの効果が出ているのか疑問であり、惰性的に予算が支出されているのであれば問題で、どれだけの成果が出ているのか、評価が必要であるというものであった。
- このような意見を踏まえ、県費預託融資制度については、融資枠や融資メニューの見直しと合わせて、新たな制度の導入も検討すべきである。また、経営改善普及事業については、事業の重点化、効率化を図るとともに、現行商工会法では、市町村が合併しても商工会はそのまま存続でき、商工会議所と商工会の合併については法的整備がなされていないので、市町村合併に伴い、市域にある商工会と商工会議所との合併が促進されるよう、国へ法的整備を働きかけるべきである。

【整理の方向性】

- 県費預託融資制度については、利用実績を踏まえて、融資枠の見直しを図るべきである。政策的資金については、融資メニューの整理と合わせて、市場型間接金融等、新たな制度の導入に向けた検討を進めるべきである。
- 経営改善普及事業については、県として主体性を持って、その成果を検証するとともに、市町村合併を踏まえ、事業の重点化、効率化に向けた計画を策定し、前向きに取り組むべきである。
- 市町村合併に伴い、市域にある商工会について商工会議所との合併が促進されるよう、国へ法的整備を提案すべきである。

② 産業振興施策のあり方

- 現在の産業振興施策は、工業技術センター等による技術支援、研究開発補助、地場産業振興補助、販路開拓支援、産学官連携など既存産業の振興や、新規創業やベンチャー育成など新規産業の創出に関する事業を実施している。
- こうした中で、地域や民間の自主性に委ねるべき部分はないかという視点から県の関与のあり方を議論するとともに、企業誘致の展開について、基礎的自治体も含めた戦略の構築や、観光産業の振興について、基礎的自治体や

観光連盟などとの役割分担について議論を行った。

- 各委員の意見を総じてまとめると、多くの事業を実施した結果、どれだけ成果が上がっているかを評価して、事業の選択と集中を図るべきという意見が大勢を占めた。また、広島県の商工業の、ここ10年間の伸び率は非常に悪く、全都道府県のうち最下位の岡山県に次いで悪くなっており、これは、行政だけの責任ではないが、県の商工行政は、的が外れているのではないかと、もっと伸びるべきサービス業を伸ばす努力をするべきではないかという意見もあった。
- 企業誘致については、県の団地も市町村の団地も売れ残りが多いが、企業が立地する際、当初の税金等を大幅に減免するなど、思い切った政策転換を図り、県と市町村が総合して作戦を立てるべきであり、観光産業の振興については、広域的な観点が必要で、チマチマと市町村の支援をするのではなく、大きなビジョンを作って産業として取組むべきで、思い切って観光局を作るぐらいの気持ちが必要という意見があった。
- このような意見を踏まえて、産業振興施策の総点検を行うとともに、従来の施策の枠にとらわれず、より効果的、効率的な施策を実施するよう政策の転換を図る必要がある。

【整理の方向性】

- 個別事業ごとに成果を総点検し、選択と集中を図るべきである。産業振興については、県と基礎的自治体との役割分担を明確にし、商店街振興、地場産業振興、特定地域の観光振興など、その効果が地域に留まるものについては、基本的に県の関与を縮小し、基礎的自治体や民間の自主性に委ねるべきである。
- 企業誘致の展開や観光産業の振興については、従来の枠組にとらわれず、ニーズに合わせた効果的、効率的な政策を実施するよう、戦略の再構築を図るべきである。

③ 雇用労働施策のあり方

- 平成11年の職業安定法改正に伴い、平成12年度から、地方事務官制度が廃止され、厚生労働省の地方機関として広島労働局が設置され、雇用労働行政は、基本的に国が一元的に担うべき業務として整理されている。一方で、

併せて雇用対策法が改正され、「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実状に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とされている。

○ このような状況の中で、国からの事務の移管を含めて、雇用対策・職業安定行政・職業訓練における県の役割や基礎的自治体の関与のあり方について議論を行った。

○ 委員の意見を総じてまとめると、雇用労働行政は国と県の対応が二重行政となっている面があり、国の業務を一括県へ移譲する方が効率的であるし、ハローワークの仕事は比較的定型的な業務が多く、県が責任を持ってやれば、特段支障はない。また、もともと県の事務としていた雇用労働行政は、国がやるべきではなく、地域の実状に応じて県が行うべき業務であり、国の業務を県へ再移管するよう国へ働きかけるべきというものであった。

また、少なくとも各市にはハローワークがあり、市によっては、職業ガイダンスや職業訓練などを行っているが、市町村合併を進める際に、その辺りをどう整理するか、県で考えを示すべきという意見もあった。

○ このような意見を踏まえ、雇用労働施策については、地域の実状に応じて県が事業を実施できるよう、国から県へ再移管を求めるべきである。また、基礎的自治体の関与については、県が実施している具体的な事務を整理する中で役割分担を明らかにするべきである。更に、職業紹介については、規制の緩和の流れの中で、民間の役割も高まっている点も考慮すべきである。

【整理の方向性】

- 雇用労働行政は、国と県との二重行政を避け、県が地域の実状に応じて事業を実施できるよう、広島労働局と公共職業安定所の業務の国から県への再移管について国へ提案すべきである。
- 基礎的自治体の関与については、県が実施している具体的な事務について整理を行う中で、県と基礎的自治体との役割分担を明確にしていくべきである。
- 職業紹介については、規制緩和の流れの中で、民間の役割のウエイトが高まっており、民間が参入できる方策も検討すべきである。

(4) 農林水産部関係

① 農林水産業関係の基盤整備のあり方

- 現在、農林水産業関係の基盤整備は、ほ場整備等の生産基盤整備と農山漁村における集落の生活環境整備を一体的に整備する事業が中心となっているが、市町村が実施するものよりも県が実施するものが多い状況がある。また、県土の保全に関する事業については、例えば県が保安林を指定し、その区域内で治山事業を実施するなど、県が広域的な計画を策定して事業を実施するものが多いが、市町村でも個々の施設の整備は可能と考えられる。
- 小委員会においては、このような状況を踏まえて、今後の県と基礎的自治体の役割分担について、ほ場整備や農村整備、森林整備を中心に議論が行われ、農業関係の主要な経済指標等を参考に、今後の県行政の方向性についても意見が提出され、おおよそ次のような方向で意見の一致をみた。
- ほ場整備は、技術的専門性や広域性ではなく、受益面積により県実施と市町村実施が区分されており、技術的にも能力的にも基礎的自治体で実施可能である。また、事業内容においても生活環境整備と一体的に行う総合整備型の事業が中心であり、今後は、基礎的自治体において、地域づくりやまちづくりの観点から実施することが適切である。また、農村の高齢化や、要整備水田に対するほ場整備率が80%を越えていることなどを踏まえ、ほ場整備事業はすでに役割を終えたという整理が必要である。
- 森林整備は国土保全の視点で考えていく必要があり、少なくとも県単位といった大きな単位で、きちんと計画を立てて保全していく必要がある。保安林には広域的なものから局所的なものまでいろいろあるが、森を作るという考えを持って、むしろ県が率先して保安林を作っていくことなども考えていく必要がある。
- 県内の食糧自給率の向上や食糧の安定供給という面では、他県と協力して危機管理の施策を作っていくといった県の役割も考えられる。また、環境問題や水資源の確保、農薬や食の安全といった市町村だけで対応できない問題もあることから、トータルな視点から県と市町村の役割を明確にしていく必要がある。

- 農林水産部の仕事は、農林水産業の振興から農村の生活環境整備や環境・水資源の維持などに転換しているが、予算や職員数はほとんど変化していない。今後は、所得を生み出す産業としての性格と国土保全の2つの方向を踏まえ、いかに効率的な事務・事業を行っていくか、十分な検討が必要である。

【整理の方向性】

- 生産基盤や生活環境の整備については、基本的には基礎的自治体の仕事であり、企画・立案から整備後の管理まで一貫して基礎的自治体の事業実施に委ねるべきである。なお、財源については補助金を廃止して基礎的自治体に対する一般財源として措置するよう、国に対して提案を行うべきである。
- 国土・県土保全に関する事業については、全体の保全計画については県が策定し、事業実施は原則として基礎的自治体に委ね、技術的専門性を要する大規模なものについて県が実施することとし、県と基礎的自治体の役割分担を明確にすべきである。
- 産業振興、環境・国土保全、まちづくり等、事務事業の内容に即した簡素な組織を目指して、そのあり方を検討すべきである。

② 農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方、産地育成や施設整備に対する関与のあり方、農林水産業関係の規制・監督行政のあり方

- 現在、農村の土地利用に関しては、「農業振興地域の整備に関する法律」や「農地法」により、市町村、県、農業委員会、農業会議等による多段階の規制が行われるとともに、それぞれの立場から、農業経営体の育成・支援が実施されている。また、施設整備に対する国庫補助の条件として県と市町村それぞれにソフト事業の実施が求められたり、県と市町村が一体となって農業経営体の育成・支援を行うなど、重層的な事務・事業が行われている。補助金の支出事務についても市町村・地域事務所・本庁・国の農政局にわたる処理を要するなど、事務・事業の重層性・多段階性が顕著である。規制・監督行政についても、すでに目的を達成したと考えられるものや民間の自主的な処理に委ねることが可能と考えられるものが多く見られる。

- 小委員会においては、このような現状を踏まえて、基礎的自治体が地域の

実情を踏まえ、農業経営の育成や資金需要に対する支援を実施し、企画立案から補助実施まで一貫した事業実施を行えるよう、農業者とその団体・県・基礎的自治体の役割分担や事務簡素化の必要性について議論が行われた。また、規制・監督事務の点検と早急な改善の必要性が指摘され、おおよそ次のような内容で意見の一致をみた。

- 補助金行政と規制行政による過保護な農政を続けてきたことが農業の競争力を失わせたのであり、基本的方向として規制を緩和していく必要がある。例えば、農業委員会については、首長部局が整理した内容が、農業委員会や県・農業会議でくつがえるケースはなく、早急に必置規制を解除すべきである。県が独自に実施できるものについては規制撤廃と事務の簡素化を進め、国に対しても必要な規制緩和を要望していくべきである。
- 農業法人の設立支援など、県と市町村が類似の事務をしているものは、市町村に任せていくという基本的姿勢が必要である。また、補助金事務については、農業者、市町村、地域事務所、本庁、農政局という多段階の関与があるが、規制コストの問題も踏まえて、業務と組織のあり方そのものから検討し、事務の徹底的な簡素化を図ることが必要である。
- 野菜等の価格低落時に生産者に補給金を交付して、産地を維持する価格安定基金制度が行われており、基金に対し県や市町村が助成しているが、社会がグローバル化している中で、意義を失いつつあるのではないか。県として価格安定施策を講じる場合は、消費者としての県民に対して十分に説明責任を果たしていく必要がある。
- 制度金融については、農協等の貸付に利子補給を行うものや県の特別会計からの無利子貸付が行われているが、利用状況は平成14年度の新規融資枠60億4千万円弱に対して、利用実績が15億7千万円強（融資枠の26%）と低迷している。今の生産性の低い農業では、制度金融に頼らざるを得ない側面があるが、現在のような多様なメニュー等は不要ではないか。また、農業者の資金需要に対して、簡単な手続で基礎的自治体が対応できるような制度も必要ではないか。
- 県として、食糧自給率等をどうしていくか、どの作物に力をいれていくか

などについて方針を整理し、基礎的自治体や農業者に明確に示していくべきではないか。これが明確になると、どの分野で新規就農者を育てていくかなど、基礎的自治体や農業者の行くべき方向が見えてくるのではないか。

【整理の方向性】

- 規制監督行政について徹底的に見直しを行ない、県独自で対応できるものは規制撤廃や事務簡素化を実施し、農業委員会の必置規制など法令改正を要するものについては国に対して規制緩和と事務簡素化を提案していくべきである。
- 農業法人の設立支援など、県と市町村が類似の事務を行っているものは基礎的自治体で実施し、補助事務も基礎的自治体で完結するよう、国に対して制度の徹底的な簡素化を要望を行うべきである。また、財源については補助金を廃止して基礎的自治体に対する一般財源として措置するよう、国に対して提案を行うべきである。
- 制度金融については、利用実績の低迷を踏まえて、融資総枠の見直しやメニューの見直し等を行うべきである。
- 県として、産地育成指導など手厚く行ってきた産業振興施策を見直し、生産額や就業構造に関する指標等を踏まえて、県内の農林水産業の実態に即した施策に重点化を図るべきである。

③ 農業改良普及事業のあり方

- 農業改良普及事業は、国県協同事業として実施され、国は県に対して交付金を措置するとともに、普及職員と農業改良普及センターについて必置規制を設けている。現在、広島県においては、県内全域を所管する「農業改良普及センター」を設置して主に大規模農家等を対象に技術普及を行い、各地域事務所に「地域営農課」を設置して地域の農家に対する経営指導や技術指導、農業の担い手育成・支援を行っている。普及職員については、主に専門分野の調査研究を行う「専門技術員」を農業技術センターに、「改良普及員」を農業改良普及センターと地域営農課に配置している。
- 小委員会においては、農家に対する経営指導や技術指導・担い手育成の事務・事業について、農家とその団体・県・基礎的自治体の役割分担を検討す

るとともに、産地づくりの支援等のために高度な生産技術や新しい技術の移転等が必要となるような場合に、県と基礎的自治体がどのような役割分担を行うべきかについて議論を行った。この結果、小委員会において、次の方向で意見の一致をみた。

- 現在、地域営農課に配置されている改良普及員は、専門の農家の技術レベルに対応できていない。趣味の延長で農業を行っている人達に喜ばれている状況ではいけない。農業改良普及事業の本来の姿は、農業技術センターで開発した高度な技術を、どんどん農家に出していくことである。
- 農家に対する経営指導や技術指導については、地域に熟練した農家が多く存在しており、農家同士の相互補完に任せるべきであり、県が実施する必要はない。農業法人の設立支援などの担い手の育成・支援は、現在でも市町村が県といっしょになって行っており、市町村に委ねるべきである。
- 県の普及事業は、農業技術センターが開発した高度な技術を、専門の農家に普及していく特殊なものに絞っていくべきである。市町村は、自ら技術者を確保して、地域の特産品づくり等を目指していくべきである。

【整理の方向性】

- 県は、農業技術センターの研究開発と連動した高度な技術の普及に特化し、地域の農家に対する経営指導や技術指導は農家の自主的な対応に委ね、農業法人の設立支援や地域の特産品づくりに関する事務は基礎的自治体の自主的な対応に委ねるべきである。

（５）土木建築部関係

① 土木建築部関係の基盤整備のあり方

- 道路、港湾、河川、砂防等の整備・管理のあり方について、国、県、基礎的自治体の役割分担について議論を行った。
- 道路の整備・管理については、国が管理している一般国道のうち、県内完

結道路（国道 31 号及び 185 号）について、県が管理すべきではないか、また、県が管理している道路のうち、一つの基礎的自治体で完結するものは、まちづくりの点からも、当該基礎的自治体へ維持修繕や改良を含めて管理委託（将来的には市・町道へ移譲）すべきではないかという視点で議論を行った。

- 地方港湾の整備・管理については、市町村合併後、受益範囲が当該自治体内に留まるものについては、当該自治体へ移管すべきではないかという視点で議論を行った。
- 河川、砂防等の整備・管理については、国管理の一級河川を含めて県で総合的に管理すべきではないか、また、県管理の二級河川などの管理について、改修工事を含めて基礎的自治体で実施すべきではないか、更に、砂防、地すべり、急傾斜地の整備・管理について、まちづくりと防災対策の一体性の観点から、基礎的自治体で実施すべきではないかという視点で議論を行った。
- 道路について、委員の意見を総じてまとめると、県管理の道路のうち生活道路の性格が強いものについては、財源さえ確保できれば、市町村が整備・管理すればいい。一般県道は地域住民が中心に利用する道路であり、将来的には市町村道への移管を考える必要もあるが、当面、県からの委託という形で市町村が建設工事を行うことはできる。単に維持管理だけの委託では、あまり意味がないというものであった。
- 港湾については、港の利便性向上と利用料の低減が、後背地の産業競争力を左右するので、そういう観点を折り込んで検討すべきという意見があった。
- 河川については、治水・利水機能は利害調整ということもあるので広域自治体である県が調整を担うべきであるが、河川敷の利用など親水機能の整備は、基本的に基礎的自治体が担うべきであるという意見が大勢を占めた。
- 一方、道路や河川の整備・管理について、国・県・基礎的自治体トータルで効率化できなければ、下手に分散したのでは意味がないし、特に河川は、安全性の問題や技術的な問題もあり、分権を行う場合には配慮が必要という意見もあった。また、市町村が国庫補助事業を行う場合、県、国の出先機関、中央省庁の 3 段階でチェックばかり行われているが、それは排除すべきで、市町村の小さな事業まで、国が関与するのは行き過ぎという意見もあった。

- このような意見を踏まえて、基盤整備やその管理は、住民生活に密着しているもの、まちづくりと密接に関係があるもの、あるいは効果が一地域に留まるものについては、可能な限り基礎的自治体で実施できる仕組みを検討すべきである。

【整理の方向性】

- 県が管理している道路のうち、生活道路としての性格が強いものや、主としてその効果が一つの基礎的自治体で完結するものについては、基礎的自治体で維持管理（改良工事を含む）を実施できるよう検討を進めるべきである。なお、基礎的自治体の受入体制が整ったものについては、直ちに実施すべきである。
- 河川、砂防等については、治水・利水機能や親水機能を考慮しながら、管理のあり方について検討を進めるべきである。中でも、親水機能の整備については、基礎的自治体で実施できる仕組みを検討すべきである。
- 急傾斜地崩壊対策事業等の中で、地域性が強いものについては、まちづくりの観点から、基礎的自治体で実施できる仕組みを検討すべきである。
- 地方港湾の中で、地域性が強いものについては、地域の交通やまちづくりの観点から、基礎的自治体が総合的に管理できる仕組みを検討すべきである。
- 国が管理している県内完結の国道（31号及び185号）、及び国が管理している県内の一級河川（太田川、江の川、芦田川及び小瀬川の各水系の一部）について、県での管理（隣接県との共同管理を含む）を検討し、必要に応じて県への移管を国へ提案する（一般国道の実延長のうち70%、一級河川の流路延長のうち87%は既に県が管理している）。

② 都市・建築行政のあり方

- 都市計画に係る許認可事務について、開発行為の許可、宅地造成事務、建築確認等の許認可のうち、地域の自主性を尊重したまちづくりを進める上で、基礎的自治体への移譲が必要な事務権限について議論を行った。

県営住宅については、既存の県営住宅16,564戸について、民間委託も含めて管理のあり方をどうするか、また、新たな公営住宅の建設について、地域の自主性の観点から、県の関与をどうするかを論点とし議論を行った。

都市公園については、効率的な運営を図るため、民間活用や地域の主体的

な管理運営のあり方を論点とし議論を行った。

- 委員の意見を総じてまとめると、都市計画については、基礎的自治体が自由にやりたい部分であり、地方分権の流れの中で権限移譲の方向にはあるが、まだ、かなりの部分は県に決定権が残されているので、基礎的自治体が自由にやりたいという意向を吸い上げて、都市計画法の改正を国へ求めるべきである。このような許認可などは、財源が大きく影響する部分ではなく、建築確認の事務も、基礎的自治体へ建築主事を設置すればいいだけで、基礎的自治体へ任せるべきという意見が大勢を占めた。

一方で、都市計画は、個人の規制も伴うため、意見対立の調整に県の関与も必要ではないかという意見もあった。

- 県営住宅の管理については、民間へ委託して、効率的に運営する方策を考えるべきという意見が大勢を占めた。
- このような意見を踏まえ、許認可事務は、できる限り基礎的自治体へ権限移譲するとともに、県営住宅や都市公園の整備・管理については、民間活用や基礎的自治体へ委ねる方向で検討すべきである。

【整理の方向性】

- 都市計画に係る知事の権限については、基礎的自治体へ移譲できるものを精査した上で移譲を進め、必要に応じて国に対して法改正を提案すべきである。
- 建築確認の事務については、民間指定機関の活用や、建築主事を可能な限り基礎的自治体へ設置するなどにより、権限の移譲を進めるべきである。
- 都市公園については、効率的な運営を図るため、民間活用（指定管理者制度）や基礎的自治体への移譲等について総合的に整理すべきである。
- 既存の県営住宅の管理については、効率的な運営を図る観点から、民間活用（指定管理者制度）を図る方向で検討すべきである。なお、新たな公営住宅の整備については、極力基礎的自治体へ委ねる方向で整理すべきである。

(6) 教育委員会関係

① 義務教育のあり方

- 公立の小中学校については、市町村に設置義務があり、管理運営を行っているが、学級編成は「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、全国一律に定められるとともに、この基準によって配置した教職員の給与費は県が支出し、その一部を国が負担する制度（義務教育国庫負担金）となっている。
- こうした設置管理者と費用負担者が一致していないことも一因となって、小規模校の統廃合が進まず、教育内容面の課題や非効率な学校運営が継続されているケースがあることから、小規模校の統廃合を中心に議論を行った。
- 地域の子どもは地域の学校で育てるべきであるという意見や遠距離通学の課題も指摘されたが、各委員の意見を総じてまとめると、教育の機会均等という視点では、どこでも同じということはありませんのであり、団体生活を学ぶべき第一歩である小学校において、団体生活が行えない点や、複数学年で一つの学級を構成する複式学級の課題など、小規模校には教育面でも課題が多く、教育内容の充実を図る上でも統廃合を進めるべきであるという意見が大勢であり、そのほかにも次のような意見があった。
- 児童生徒数が昭和60年から62%に減少しているのに対し、学校数が94%にしか減っていないという課題がある。本来、昭和60年の時点で、現状を予測し、対応しておくべきであり、少なくとも将来に向けては、児童生徒数に合わせて学校数、教職員数を縮小するというシミュレーションが行われていることが必要である。
- 小中学校が地域の拠点として求心力を持っていたことが、小規模校の統廃合が進まない理由であり、統廃合後の利用について、まちづくりも含めた総合的な対応が必要である。また通学距離の拡大に対応して通学バスを配置するが、通学だけでの利用では非効率であるため、高齢者福祉も含めて過疎地域路線の確保策として取り入れることもできる。このように、小規模校の統廃合を教育委員会だけでなく知事部局も加えた総合的な議論としてほしい。
- 政令指定都市における教職員に任命権は、政令指定都市の権限になっているが、適切な教職員配置を行う意味で、県で一律にマネジメントを行う制度

義務教育に係る県と大都市との関係

1 義務教育に係る権限等の状況

(○印が現状、網掛け部分が課題)

権 限 等	国	都道府県	政令市	中核市	市町村
学級編成					
学級編制の標準	○				
学級編制の基準		○			
学級編制の実施			○	○	○
教職員定数					
都道府県ごとの総数の標準	○				
市町村別の定数決定		○			
教職員の給与負担	○	○			
教職員の給与等勤務条件		○			
教職員の人事等					
教職員の任免・人事異動		○			
教職員の処分		○			
一般的なサービス管理			○	○	○

◎ 現行の課題

教職員の人事等は、県で一元的に管理するべきであるという考え方に立つと、現在、政令市にある権限を県に一元化する必要がある。

◎ 政令市等への権限移譲が進んだ場合の課題

定数や給与等勤務条件を政令市で定めながら、実際の給与負担は、引き続き県が行うことになり問題である。

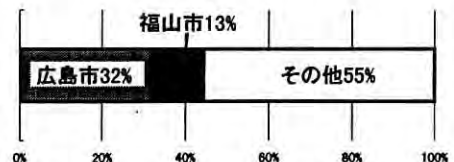
広域的な人事交流等、教職員の一元的な管理を行う上で阻害要因となる。

この部分の権限移譲が検討されている。(地方制度調査会)
政令指定都市への次の権限
・学級編制の基準の決定
・定数の決定
・給与等勤務条件の決定
中核市への次の権限
・教職員の任免・人事権
・教職員の処分

2 教職員数(H15年度)

(人)

	小学校	中学校	計
県全体	10,680	5,580	16,260
広島市	3,386	1,745	5,131
福山市	1,360	716	2,076
その他市町村	5,934	3,119	9,053



3 過去5年間の人事異動の件数

(人)

	H11	H12	H13	H14	H15
県 ⇒ 広島市	10	12	12	32	58
広島市 ⇒ 県	6	8	12	23	24
計	16	20	24	55	82

を堅持する必要がある。

【整理の方向性】

- 教育内容の充実を図るため、小規模校の統廃合を進めるべきである。
- 福祉や地域振興等の知事部局の視点も加え、体系的な推進を行うべきである。
- 小規模校の統廃合後の利用についての制約を極力排除するよう、国への提案を行うべきである。
- 政令指定都市の教職員については、給与負担を県が行い、その任免権を政令指定都市が持っている課題について、今後望ましい方向性について議論していくべきである。

② 生涯学習における県教育委員会の役割の整理

- 人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択できる生涯学習社会の実現のため、学校教育、社会教育、スポーツ、文化活動などを包括して多様な学習機会を総合的に振興していくことを目的として、国、県、市町村において多様な取組みが行われているが、地域の個性を生かす意味からも、基礎的自治体や民間の自主的・主体的取組みによって行われるべきではないかという視点で、国や県教育委員会の関与のあり方について議論した。
- 基本的には、生涯学習の分野では、県教育委員会の役割は縮小する方向で、次のような意見があり、反対意見なく方向性の一致を見た。
- 生涯学習の世界は個人個人が自分の個性、地域の個性を発揮して行うべきもので、限られた人的資源や財源を投入して行政が関与しなければならないものか見直しが必要である。生涯学習に力を出す余力があるのであれば、小中学校の教育に全力投球し、生涯学習は民間に委ねればよい。民間の方がずっと進んでいる。
- 生涯学習に使っている財源は、一般財源として市町村に渡した方が、有効に生かして使える。地域で直接やれば、いろいろな地域のパワーも活用できて、効果的な事業展開ができる。生涯学習については、市町村や民間に委ねるのがよい。

- 中山間地域には、民間参入がほとんどないが、市町村が提供すればよい。
その場合も、住民は市町村の枠を越えて活動する。
- 生涯学習を進める上で、地域間格差は否定されるべきではなく、地域間格差があることにより、競争が生まれ、より良い生涯学習が行われることにつながるはずである。

【整理の方向性】

- 生涯学習に関する県教育委員会の役割を極力縮小する方向で、組織や予算の整理を行うべきである。
- 国庫補助事業については、市町村の一般財源として自主的な運用ができるよう他の国庫補助負担金の見直しに合わせて、国への制度改革の提案を行うべきである。
- 社会教育施設については、他の公の施設と同様の視点で、基礎的自治体や民間活用（公の施設の指定管理者制度）を含めて整理すべきである。

3 地域事務所のあり方

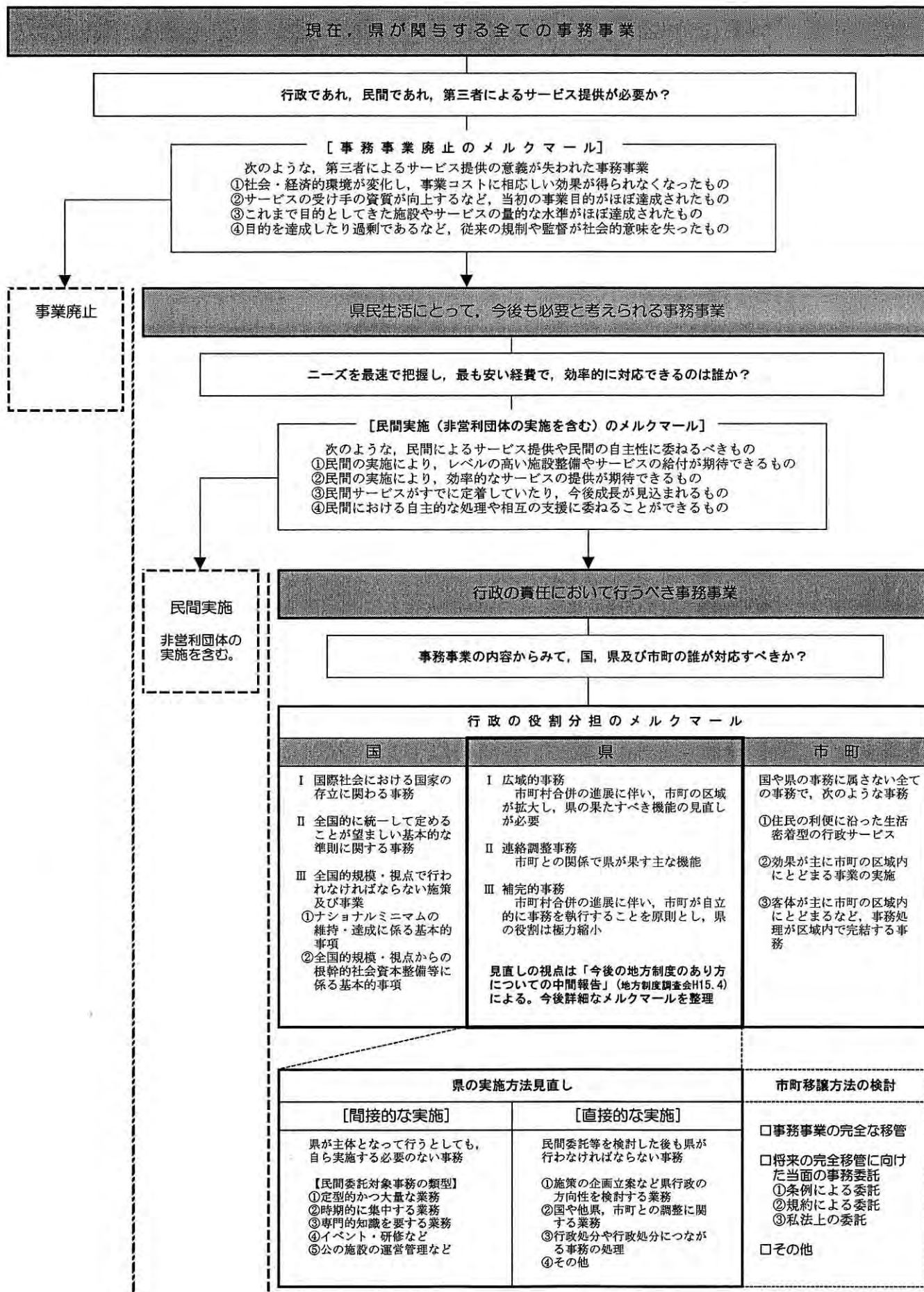
- 平成13年4月、地域の実情や市町村の意向などを踏まえた圏域ごとの地域発展プランの調整・推進などを通じて、地域の特性を活かした圏域内の総合行政を展開するため、また、管内市町村の広域行政への取組みを支援するため、主要な地方機関である県税事務所、福祉保健センター・保健所、農林事務所、土木（建築）事務所を統合し、県内7か所の地域事務所として再編した。
- 地域事務所の職員数（平成15年4月1日現在）は、本庁・地方機関含めた知事部局（5,914人）のうちの47.6%（2,817人）を占めている。ちなみに、本庁35.9%（2,124人）、その他の地方機関16.5%（973人）となっている。
- 県の組織・機構は、行政需要の変化に即応して事務事業を最も効率的、効果的に執行できるように編成すべきと考えており、特に県民や市町村等に密着した、直接執行部門である地域事務所については、地方分権の進展や市町村合併の本格化、交通機能の発達による生活圏の拡大、情報通信網の整備などにより、周辺環境が大きく変化する中、県と市町、行政と民間の新たな役割分担を踏まえた上で、より良い行政サービスを提供できる効率的・効果的な組織体制の構築へ向けた見直しが急務となっている。
- 小委員会においては、このような現状の中で、市町村合併の進展による市町の広域化や市町への事務・権限移譲による業務量の減少が見込まれることなどを踏まえた総合行政機能や設置形態のあり方、さらには、地域事務所の事務・権限やその執行方法の抜本的な見直しについて議論を行った。小委員会において議論された内容を要約すると、次のとおりである。
 - ・ 総合行政機能について、合併建設計画策定に当たり、地域事務所が窓口となり、県との調整が非常に容易になるなど機能したが、個別事業では予算的にも箇所付けにしても、部局ごとで行っており機能していない。
 - ・ 地域事務所の業務のうち、総務局・税務局を除けば、県がしなければならないものは極めて限られてくる。残った業務は、地域事務所で行う必要はなく、本庁で直接しても構わない。厚生環境局・農林局・建設局は、最終的には合併後の基礎的自治体に委ねられるものではないか。分野ごとに、スケジュールを明確にした基礎的自治体への事務・権限移譲計画を立てる必要がある。

- ・ しかし、その時期については、都市部の大きな自治体なら 17 年 4 月からでも可能かもしれないが、中山間地域の小さい自治体同士の新設合併であれば、合併で精一杯であり、すぐには無理である。
- ・ 農業や土木分野において、広域的・政策的なことは本庁で行い、事業ごとに地方機関を置き、事業が終了すれば引き上げるといった個別の事業対応という方法もある。
- ・ 地域事務所で対応できないものを、本庁に伺うという二重の仕事をしているため、一本化して効率化すべき。
- ・ 地域事務所の支局・分室については、市町村合併が進展するこの機会に、整理する必要がある。

【整理の方向性】

- 総合事務所としての地域事務所については、基礎的自治体への事務・権限移譲が進展した段階における廃止を念頭に、今後の見直しを行う。
- 廃止までの暫定期間として、合併後の基礎的自治体の行政体制の整備状況を考慮しながら、本庁や基礎的自治体、民間との役割分担を踏まえ、分野ごとに基礎的自治体等への事務・権限の移管スケジュールを立て、それに対応した地域事務所の組織体制や機能等を検討する。
- その際、市町村合併により広域化する基礎的自治体に対応するため、地域事務所の所管区域の広域化を検討する。
- 地域事務所の支局・分室等については、業務量や管内市町村の合併状況等を踏まえ、統廃合を検討する。

4 事務事業見直し基準について



※ 現行制度等の改正が必要なものは、国へ要望・提案を行う。

5 広島県分権改革推進審議会小委員会委員名簿

職 名	氏 名	備考
広島県商工会議所連合会会頭	池 内 浩 一	
高田郡甲田町長	今 井 正	
広島経済同友会代表幹事	大 田 哲 哉	
広島女学院大学助教授	折 登 美 紀	
広島県商工会連合会会長	加 島 英 俊	
広島大学法学部教授	川 崎 信 文	委員長代理
広島県農業協同組合中央会会長	児 玉 静 秋	
広島県民生委員児童委員協議会会長	櫻 井 正 弥	
広島県国民健康保険団体連合会常務理事	佐 古 清 進	
広島県議会議員	平 浩 介	
安田女子短期大学講師	戸 井 佳奈子	
社団法人中国地方総合研究センター理事長	櫛 本 功	委員長
日本労働組合総連合会 広島県連合会会長	宮 地 稔	
中国新聞社代表取締役副社長	山 本 一 隆	
三次市長	吉 岡 広小路	

(50 音順, 敬称略)

6 小委員会の審議経過

- 第1回小委員会（平成15年8月12日 9:30～12:00）
出席者：委員12名，関係者2名
審議事項：委員長（樺本委員）選出
広島県の方権改革の流れ，スケジュール，県の方組織と職員数等
事務事業の見直し基準，議論すべき主要論点
- 第2回小委員会（平成15年8月22日 9:30～12:00）
出席者：委員12名，関係者2名
審議事項：環境部門における事務事業見直しについて
福祉保健部門における事務事業見直しについて
- 第3回小委員会（平成15年8月23日 13:30～16:00）
出席者：委員13名，関係者1名
審議事項：商工労働部門における事務事業見直しについて
教育部門における事務事業見直しについて
- 第4回小委員会（平成15年8月26日 13:30～16:00）
出席者：委員14名，関係者1名
審議事項：農林水産部門（基盤整備）における事務事業見直しについて
土木建築部門における事務事業見直しについて
- 第5回小委員会（平成15年9月2日 9:30～12:00）
出席者：委員10名，関係者2名
審議事項：農林水産部門（基盤整備以外）における事務事業見直しについて
地域事務所のあり方について
- 第6回小委員会（平成15年9月17日 13:30～16:00）
出席者：委員 名，関係者 名
審議事項：小委員会報告について
広島県財政の現状と今後の財政収支見通しについて

市町村の雇用対策 支援

地元V B説明会／若年失業者の企業研修

厚労省、まず30事業

厚生労働省は来年度から市町村が主導する雇用対策の本格支援に乗り出す。地元ベンチャー企業への就職支援や若年失業者が技能を取得するための企業研修など市町村が手掛ける独自対策を財政支援する。来年度はまず約三十の事業を対象にする。若年失業が深刻になる中で、地域の産業構造など実情にあったきめ細かな雇用対策を進めるのが狙いだ。

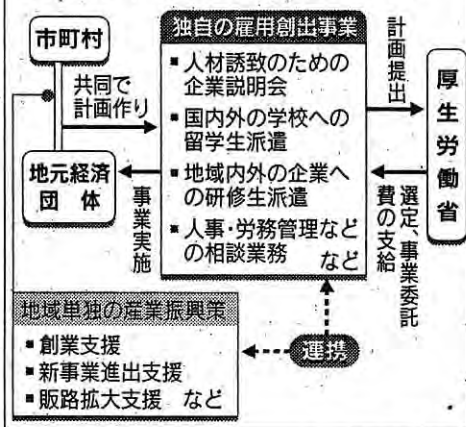
職業紹介などの雇用政策も地域雇用開発促進法による都道府県の計画に沿っており、全国一律の対策で、新事業所を設け雇を増やした企業を助成

ンチャー企業の創業支援をめざす市町村が人材を集めるために開く説明会や、地域外の企業や大学への研修・留学生派遣などの経費を支給する。地場産業による新規事業進出を促すため、人事制度や労務管理の相談業

務のコンサルティング会社への業務委託費なども支援対象にする。地域の産業振興策と連動した雇用政策を幅広く支援する方針で、来年度は十五億円の予算獲得をめざしている。

改正職業安定法の施行で来春に解禁予定の自治体による無料職業紹介事業に、公共職業安定所（ハローワーク）が持つ求人情報も提供する。地方独自の求人情報に国が持つ情報を加え、より効果的に再就職先を紹介する。

厚生労働省が来年度創設する市町村主導の雇用対策支援制度の仕組み



進める産業振興策と、国の雇用対策がかみ合わず雇用創出に結びつかないとの批判がある。厚労省は地域の創意工夫を生かすには、市町村単位の政策を直接支援する制度が必要と判断した。

新制度では、地元商工会議所など事業者団体との連携を条件に市町村が独自につくる雇用対策を後押しする。例えば、ベ

広島県分権改革推進審議会小委員会報告

資 料

1	広島県の分権改革の流れ……………	1 P
2	分権改革推進プログラム策定スケジュール……………	2 P
3	分権改革推進に関する主要課題……………	3 P
	分野別の論点・地域事務所のあり方	
4	小委員会（第1回～第5回）議事録	
	第1回……………	29 P
	第2回……………	43 P
	第3回……………	58 P
	第4回……………	80 P
	第5回……………	99 P

広島県 の 分 権 改 革 の 流 れ

我が国の現状

社会環境の変化

- 「中央集権」から「地方分権」へ
- 「増大(右肩上がり)」から「縮小(右肩下がり)」へ
- ・人口の減少、少子・高齢化社会の急速な進展
- ・低経済成長時代の到来

価値観、住民ニーズの変化

- ・「量的拡大」から「質的充実」へ
- ・「画一・平等」から「個性・多様性」の尊重へ

広島県の現状

目前に迫った市町村合併

- ・市町村数は1/3に減少、大半が「市」に移行

県・市町村を通じ財政はバンク状態

- ・未曾有の危機的財政状況、さらに三位一体改革による影響も懸念

求められる効率的で“小さな”行政

行政への影響

「これまでの行政は変わらざるを得ない」

●サービス提供主体の“最適化”

- ・国・県・市町村、行政と民間の役割分担の明確化、行政の守備範囲の見直し

●事務執行の“最適化”

- ・業務プロセスの改革、規制の緩和・撤廃、国・県・市町村の重複行政の排除

●資源配分の“最適化”

- ・限られた行政資源(カネ・人・モノ)を真に重要かつ必要な政策課題へ最適配分

分権改革の手法

●市町への大胆な事務・権限移譲

- ・可能な限り、合併後の基礎的自治体が総合的な行政主体として、住民に身近な事務を処理する行政システムを構築

●市町の行政体制整備への総合的な支援

- ・市町が移譲された事務を円滑に行うため必要な財源措置や人的支援措置等

分権改革の目指すもの

●個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現

●自己完結型自治体への転換

県の将来像 (分権フレーム)

●国・県・市町村、行政と民間の役割分担の抜本的見直し

- ・国・県・市町村の役割分担の明確化
- ・行政の守備範囲の見直し

「県」の役割分担を明確化

県庁の改革

県庁の行財政システム改革の工程イメージ

【理念】

最も効率的で
“小さな”県庁
「県民起点」と
「成果重視」

【メニュー】

- 組織機構の改革
地域事務所、本庁組織の再編
- 定員管理の適正化
- 戦略的な行財政運営の展開
経営戦略の策定、予算編成プロセス改革、庁内分権、事業の戦略化・重点化
- 業務プロセスの改革
行政サービスの向上、簡素・効率化
- 職員の人材育成と意識改革
多様な人材確保・育成、職場活性化
- 給与・任用制度改革
能力・実績重視の人事管理、多様な任用形態とその人事管理、給与制度
- 開かれた県政のあり方
情報公開、県政への県民参加、県民との協働・連携
- 県出資法人の見直し

【展開】

- 「県」としての役割・強みを発揮
・地域全体の総合プロデューサー
・政策集団
・県民の安全・安心の確保
- より効率的で高質な県民サービスを提供できる行財政運営システムへの転換
管理 → 経営, 統治 → 協治
《組織風土・体質改善》
・国中心・行政主導 → 県民起点
・フルセット、総花主義 → 選択と集中
・予算獲得主義 → 成果重視
透明性・説明責任
- 安定的・弾力的な財政構造への転換
・構造的な財源不足の解消

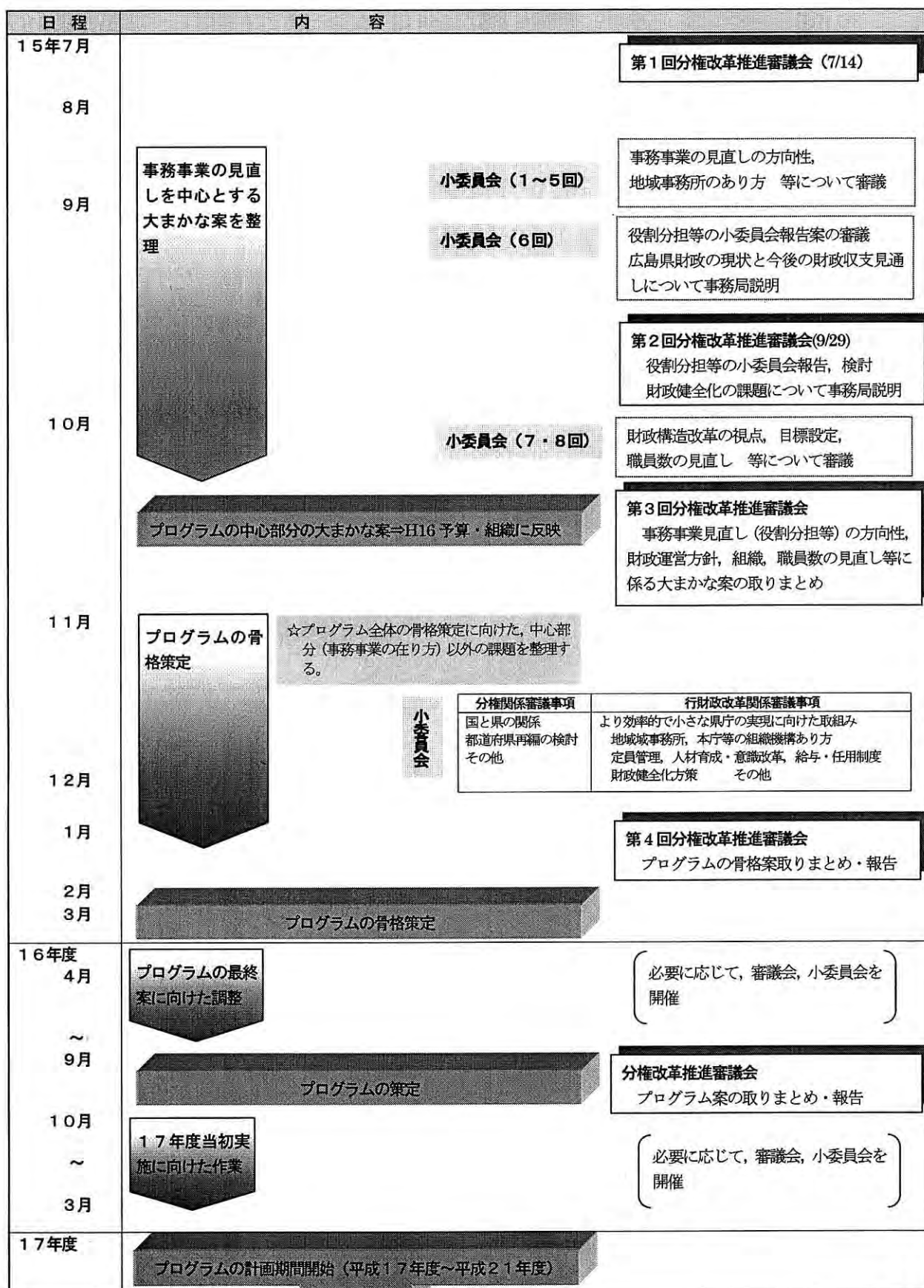
【ねらい】

- 活力と安心がある元
気な広島県の実現
- 県民満足度を高められる
小さな県庁への転換

都道府県再編等

地方分権改革(広島型システム)を徹底的に推進

「分権改革推進プログラム」の策定スケジュール



分権改革推進に関する主要課題

【分野：環境】

No	主要課題	事務事業の概要	主な論点								
1	環境行政の在り方	■環境行政（主に環境保全行政）の態様 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>事 務</th></tr></thead><tbody><tr><td>許認可・届出 受理</td><td> ← 営業 施設 → ◎産業廃棄物処理業許可 ○フロン回収業者等登録 ○廃棄物再生事業者登録 ◎浄化槽保守点検業者登録 ◎大気汚染防止法等の届出 ◎水質関係特定施設設置許可・届出 □騒音・振動・悪臭関係施設届出 ◎廃棄物処理施設許可・届出 ○ダイオキシン類関係特定施設届出 </td></tr><tr><td>公害監視 排出規制</td><td> ← 広域 地域限定・施設・事業場 → ○県計画等の策定 ◎大気汚染常時監視 ○大気汚染予報・緊急通報 ◎水質汚濁常時監視 ◎ダイオキシン類常時監視 ◎工場・事業場排水水質規制 ◎ばい煙等排出規制 ◎廃棄物処理施設立入調査 □騒音・振動・悪臭規制 ◎浄化槽適正管理 ○不法投棄対策 </td></tr><tr><td>その他</td><td> ← 広域 地域限定・住民密着 → ○上乗せ基準等の設定 ○公害防止計画策定 ○規制地域の指定 ○公害紛争処理・苦情処理（広域） ○省資源・省エネルギー普及啓発 □苦情処理 ○□公害防止協定の締結 ○環境影響評価の審査・指導 </td></tr></tbody></table> 凡例：○県の事務，◎県と政令市等の事務，□市町村（政令市等含む）の事務 （広島市，福山市，呉市）	区 分	事 務	許認可・届出 受理	← 営業 施設 → ◎産業廃棄物処理業許可 ○フロン回収業者等登録 ○廃棄物再生事業者登録 ◎浄化槽保守点検業者登録 ◎大気汚染防止法等の届出 ◎水質関係特定施設設置許可・届出 □騒音・振動・悪臭関係施設届出 ◎廃棄物処理施設許可・届出 ○ダイオキシン類関係特定施設届出	公害監視 排出規制	← 広域 地域限定・施設・事業場 → ○県計画等の策定 ◎大気汚染常時監視 ○大気汚染予報・緊急通報 ◎水質汚濁常時監視 ◎ダイオキシン類常時監視 ◎工場・事業場排水水質規制 ◎ばい煙等排出規制 ◎廃棄物処理施設立入調査 □騒音・振動・悪臭規制 ◎浄化槽適正管理 ○不法投棄対策	その他	← 広域 地域限定・住民密着 → ○上乗せ基準等の設定 ○公害防止計画策定 ○規制地域の指定 ○公害紛争処理・苦情処理（広域） ○省資源・省エネルギー普及啓発 □苦情処理 ○□公害防止協定の締結 ○環境影響評価の審査・指導	■環境行政は広域にわたるものとして，県が多くの役割を担っているが，施設，事業場を対象にする事務や生活排水対策など地域限定的な事務もあり，県と基礎的自治体との役割分担を再整理し，住民に密着した事務については基礎的自治体への事務移譲及び国への制度見直しの要望等を検討する。
区 分	事 務										
許認可・届出 受理	← 営業 施設 → ◎産業廃棄物処理業許可 ○フロン回収業者等登録 ○廃棄物再生事業者登録 ◎浄化槽保守点検業者登録 ◎大気汚染防止法等の届出 ◎水質関係特定施設設置許可・届出 □騒音・振動・悪臭関係施設届出 ◎廃棄物処理施設許可・届出 ○ダイオキシン類関係特定施設届出										
公害監視 排出規制	← 広域 地域限定・施設・事業場 → ○県計画等の策定 ◎大気汚染常時監視 ○大気汚染予報・緊急通報 ◎水質汚濁常時監視 ◎ダイオキシン類常時監視 ◎工場・事業場排水水質規制 ◎ばい煙等排出規制 ◎廃棄物処理施設立入調査 □騒音・振動・悪臭規制 ◎浄化槽適正管理 ○不法投棄対策										
その他	← 広域 地域限定・住民密着 → ○上乗せ基準等の設定 ○公害防止計画策定 ○規制地域の指定 ○公害紛争処理・苦情処理（広域） ○省資源・省エネルギー普及啓発 □苦情処理 ○□公害防止協定の締結 ○環境影響評価の審査・指導										

分権改革推進に関する主要課題

【分野：環境】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要				主 な 論 点																																																	
2	自然公園・レクリエーション施設に関する役割分担	■自然公園法に基づく役割分担 <table><thead><tr><th colspan="2">事 務</th><th>国立公園</th><th>国定公園</th><th>県立自然公園</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">公園の指定</td><td>国</td><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td colspan="2">公園計画の決定 〔保護利用のための規制, 施設に関する計画〕</td><td>国</td><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td rowspan="2">公園事業 〔保護利用施設, 宿泊施設, レクリエーション施設 等〕</td><td>事業決定</td><td>国</td><td>県</td><td>県</td></tr><tr><td>事業執行</td><td>国 県・市町村 (国の同意要す)</td><td>県 市町村 (県の同意要す)</td><td>県 市町村 (県の同意要す)</td></tr><tr><td colspan="2">行為の許可 〔木竹の伐採, 土地形状変更, 工作物新築等の許可〕</td><td>国</td><td>県</td><td>県</td></tr></tbody></table> ■具体的な公園事業等 - 施設整備 歩道, 園地, 野営場の整備, 修景緑化等の事業……基本的には県直営 - 維持管理・運営 <table><thead><tr><th>施 設</th><th>維持管理・運営形態</th></tr></thead><tbody><tr><td>県民の森</td><td>財団へ管理委託 (使用料は県収入)</td></tr><tr><td>もみのき森林公園</td><td>財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>県民の浜</td><td>蒲刈町へ事務委託 (非収益施設は県負担)</td></tr><tr><td>中央森林公園</td><td>財団及び三セクへ管理委託 (一部収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>牛小屋高原キャンプ場</td><td>戸河内町へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>帝釈峡野営場</td><td>財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)</td></tr><tr><td>その他の自然公園施設</td><td>市町村等に管理委託</td></tr><tr><td>県自然歩道</td><td>市町村等に管理委託</td></tr><tr><td>中国自然歩道</td><td>市町村等に管理委託</td></tr></tbody></table>				事 務		国立公園	国定公園	県立自然公園	公園の指定		国	国	県	公園計画の決定 〔保護利用のための規制, 施設に関する計画〕		国	国	県	公園事業 〔保護利用施設, 宿泊施設, レクリエーション施設 等〕	事業決定	国	県	県	事業執行	国 県・市町村 (国の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)	行為の許可 〔木竹の伐採, 土地形状変更, 工作物新築等の許可〕		国	県	県	施 設	維持管理・運営形態	県民の森	財団へ管理委託 (使用料は県収入)	もみのき森林公園	財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)	県民の浜	蒲刈町へ事務委託 (非収益施設は県負担)	中央森林公園	財団及び三セクへ管理委託 (一部収益施設は利用料金制, その他は県負担)	牛小屋高原キャンプ場	戸河内町へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)	帝釈峡野営場	財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)	その他の自然公園施設	市町村等に管理委託	県自然歩道	市町村等に管理委託	中国自然歩道	市町村等に管理委託	■地域の指定や公園計画の策定等, 広域的視点で行う必要のある事務もあるが, 個別の公園事業や行為の許可については, 市町村の区域内で完結するものがある。市町村等への管理・事務委託により地域における管理運営が定着している施設については, 県と基礎的自治体との役割分担を再整理し, 施設の譲渡も含めて, 基礎的自治体への事務移譲, 国への制度見直しの要望等を検討する。
事 務		国立公園	国定公園	県立自然公園																																																			
公園の指定		国	国	県																																																			
公園計画の決定 〔保護利用のための規制, 施設に関する計画〕		国	国	県																																																			
公園事業 〔保護利用施設, 宿泊施設, レクリエーション施設 等〕	事業決定	国	県	県																																																			
	事業執行	国 県・市町村 (国の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)	県 市町村 (県の同意要す)																																																			
行為の許可 〔木竹の伐採, 土地形状変更, 工作物新築等の許可〕		国	県	県																																																			
施 設	維持管理・運営形態																																																						
県民の森	財団へ管理委託 (使用料は県収入)																																																						
もみのき森林公園	財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																						
県民の浜	蒲刈町へ事務委託 (非収益施設は県負担)																																																						
中央森林公園	財団及び三セクへ管理委託 (一部収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																						
牛小屋高原キャンプ場	戸河内町へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																						
帝釈峡野営場	財団へ管理委託 (収益施設は利用料金制, その他は県負担)																																																						
その他の自然公園施設	市町村等に管理委託																																																						
県自然歩道	市町村等に管理委託																																																						
中国自然歩道	市町村等に管理委託																																																						

分権改革推進に関する主要論点

【分野：福祉保健部】

No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 (現 状)	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト
3	福祉事務所業務の町への移管	■ 市は福祉事務所を設置することが義務付けられている。【社会福祉法】 ■ 県は、福祉事務所を設置しない町村部の区域を所管するため、福祉事務所を設置している。(県内7地域事務所を設置) ■ 福祉事務所の主な業務として、 ① 生活保護の決定、実施、 ② 助産施設及び母子生活支援施設への入所措置、 ③ 児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の認定、支給 等 ※ なお、町村においても、条例により設置することが可能であるとともに、一部事務組合や広域連合による共同設置も可能となっている。 【別紙参考資料P1～3を参照】	■ 福祉事務所は、個人給付から相談・指導まで、住民生活に最も密接に関係する事務を担っている。 ■ 住民の生活に密接な福祉に関する事務については、住民の実情を最も把握し得る身近な市や町でできるだけ一体的に行うほうが住民の利便性等の観点からも効率的かつ効果的ではないか。 ■ 社会福祉法上、町村において任意に福祉事務所を設置することが規定されていることから、できるだけ市町村に設置されることが望ましいと考えられるのではないか。 ■ 町において福祉事務所を設置しない場合には、例えば、県の所管する町村に係る事務事業について、中心となる市への事務委託について、検討することも必要ではないか。

No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 (現 状)	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト
4	保健所業務の市などへの移管	■ 県、政令指定都市、中核市、その他政令で定める市が保健所を設置することとなっている。【地域保健法】 ■ 本県では、広島市（指定都市）、福山市（中核市）呉市（政令で定める市）で保健所を設置済み。 ■ 県保健所は、上記3市区域以外の市町村区域を所管（県内7保健所を設置） ■ 保健所の主な業務として、 ① 人口動態統計その他地域保健に係る統計、 ② 栄養改善及び食品衛生に関する事項、 ③ 水道に関する事項、 ④ 医事、薬事に関する事項、 ⑤ 精神保健に関する事項、 ⑥ エイズ、結核、伝染病その他の疾病に関する事項 等 市町村（保健センター） ・老人保健（健康診査等） ・母子保健（乳幼児検診等） ・一般栄養指導、栄養相談 ・予防接種、結核予防 等 市町村の住民・事業者 政令指定都市・中核市等の住民・事業者 政令指定都市・中核市等 （保健センター） ・老人保健（健康診査等） ・母子保健（乳幼児検診等） ・一般栄養指導、栄養相談 ・予防接種、結核予防 等（市保健所） ・母子保健（未熟児指導等） ・給食施設等の指導監督 ・伝染病等感染症予防 ・難病対策 ・食品衛生施設等の監視指導 ・旅館、公衆浴場等生活環境衛生施設等の監視指導等 県保健所【7所】 ・母子保健（未熟児指導等） ・給食施設等の指導監督 ・伝染病等感染症予防 ・難病対策 ・食品衛生施設等の監視指導 ・旅館、公衆浴場等生活環境衛生施設等の監視指導 ※病院の指導監督 ※薬局の指導監督 等 注）※印等一部の事務については、保健所設置市についても県が所管 【別紙参考資料P 4～8を参照】	■ 保健所業務は、保健から医療、生活衛生、食品衛生分野など幅広い分野において、個人給付サービスから規制行政まで幅広い事務を担っているが、本来、住民の生命の安全や公衆衛生の向上に資するものであり、その区域内で完結するものについては、身近な基礎的自治体で行うほうが効果的ではないか。 ■ 一方で、住民生活に密接に関係する監視指導業務などの一部を市または町へ移譲した場合には、危機発生時に保健所が迅速かつ的確な危機管理機能を一体的に果たすことが可能かという視点での検討も必要ではないか。 ■ 現在、国の基本方針では、人口30万人以上の市については、保健所設置を要請しているが、30万人未満の市や広域連合、一部事務組合についても任意に保健所が設置できるよう検討するべきではないか。 ■ 保健所設置が困難な場合、例えば、最寄りの保健所設置市へ県の所管する市町に係る事務事業を委託することも検討する必要があるのではないか。

No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 (現 状)	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト								
5	児童相談業務等のあり方	【児童相談所設置の状況】 ■ 児童相談所は、県及び政令指定都市に設置することとなっている。【児童福祉法】 ■ 県児童相談所は、広島市を除く市町村を所管するため、中央（広島市）、福山、三次の3児童相談所を設置 ■ 児童相談所の主な業務として、 ① 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談への対応、 ② 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定 ③ 児童及びその保護者につき、調査又は判定に基づいて必要な指導 ④ 児童の一時保護 等 【福祉関係相談員等の状況】 ■ 住民に対し、福祉関係各種の相談・助言を行うため、関係法令等により、相談員等を国や県（一部市）で設置または委嘱している。 ■ 主な相談員等の種類 ・ 民生委員児童委員の設置【根拠：民生委員法、児童福祉法】 ・ 身体障害者相談員の設置【根拠：身体障害者福祉法】 ・ 知的障害者相談員の設置【根拠：知的障害者福祉法】 ・ 母子自立支援員の設置【根拠：母子及び寡婦福祉法】 ・ 婦人相談員の設置【根拠：売春防止法】 国、県、市町村の役割分担 <table><tr><td>国</td><td>・ 民生委員の定数基準の設定、民生委員の委嘱</td></tr><tr><td>県 （政令市・中核市を含む）</td><td>○児童相談所の設置運営（県、政令指定都市のみ） ・ 民生委員の定数決定、民生委員の指揮監督等 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（政令市・中核市は任意設置）</td></tr><tr><td>一般市</td><td>・ 民生委員の職務に関する必要な指導等 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（任意設置）</td></tr><tr><td>町村</td><td>・ 民生委員の職務に関する必要な指導等</td></tr></table> 【別紙参考資料P9～13を参照】	国	・ 民生委員の定数基準の設定、民生委員の委嘱	県 （政令市・中核市を含む）	○児童相談所の設置運営（県、政令指定都市のみ） ・ 民生委員の定数決定、民生委員の指揮監督等 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（政令市・中核市は任意設置）	一般市	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（任意設置）	町村	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等	【児童相談業務のあり方】 ■ 児童福祉に関する事務事業のうち、非行児童・児童虐待等への対応については、児童相談所が中心に事務を担っているところであるが、児童虐待等の早期発見、発生予防等を進める観点から、身近な基礎的自治体の役割の強化を図る必要があるのではないかと。 ■ こうした観点から、児童相談所の設置について、すでに福祉・保健を一体的に担っている中核市への設置を可能にするとともに、例えば、その他一定規模の市においても、地域の実情を踏まえ、任意に設置できるよう検討することが必要ではないかと。 【福祉関係相談員等の設置のあり方】 ■ 福祉サービスを一体的かつ総合的に身近な自治体で担うとすれば、住民からの相談を受け、個々のニーズに応じて適切に対応することが求められる。 ■ こうした観点から、身近な相談窓口となる各種福祉関係相談員のあり方について、福祉サービスを提供する身近な自治体との連携強化が重要であることから、地域の自主的な判断により、その設置や運営が可能となるよう、そのあり方を検討することが必要ではないかと。
国	・ 民生委員の定数基準の設定、民生委員の委嘱										
県 （政令市・中核市を含む）	○児童相談所の設置運営（県、政令指定都市のみ） ・ 民生委員の定数決定、民生委員の指揮監督等 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（政令市・中核市は任意設置）										
一般市	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（任意設置）										
町村	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等										

No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 (現 状)	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト																																													
6	社会福祉施設における行政と民間の役割分担	【県立社会福祉施設の概要】 ■ 県立社会福祉施設については、社会福祉法人広島県社会福祉事業団に運営を委託している。 <table><thead><tr><th>施 設 名</th><th>設置年月日</th><th>定 員</th></tr></thead><tbody><tr><td>県立ふれあいの里 老人福祉センター</td><td>S 56. 7. 1</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">県立心身障害者コロニー</td></tr><tr><td>重症心身障害児施設 わかば療育園</td><td>S 58. 4. 1</td><td>入所 40</td></tr><tr><td>知的障害者更生施設 松陽寮</td><td>S 56. 9. 1</td><td>入所 160</td></tr><tr><td colspan="3">県立身体障害者リハビリテーションセンター</td></tr><tr><td>重症心身障害児施設 若草療育園</td><td>H 4. 5. 1</td><td>入所 53</td></tr><tr><td>身体障害者更生施設 あけぼの</td><td>S 26. 11. 1</td><td>入所 90, 通所 10</td></tr><tr><td>肢体不自由児施設 若草園</td><td>S 26. 4. 1</td><td>入所 62, 通所 40</td></tr><tr><td>医療センター</td><td>S 53. 4. 1</td><td>病床 109</td></tr><tr><td>身体障害者福祉センター（A型）スポーツ交流センター</td><td>H 8. 8. 1</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">県立福山若草園</td></tr><tr><td>重症心身障害児施設 福山若草療育園</td><td>S 59. 4. 1</td><td>入所 44</td></tr><tr><td>肢体不自由児通園施設 福山若草園</td><td>S 37. 6. 1</td><td>通所 20</td></tr><tr><td>知的障害者授産施設 県立大野寮</td><td>S 39. 5. 1</td><td>入所 50, 通所 20</td></tr></tbody></table> ■ これまでの県立社会福祉施設の見直しとして、県立ふれあいの里特別養護老人ホームを平成12年4月に御調町へ移管している。 ■ 県出資法人の見直しの一環として、県立施設としての役割が減少した施設については、地元自治体若しくは社会福祉法人に移管するなど、着実に見直しの実現を図っていくこととしている。	施 設 名	設置年月日	定 員	県立ふれあいの里 老人福祉センター	S 56. 7. 1	—	県立心身障害者コロニー			重症心身障害児施設 わかば療育園	S 58. 4. 1	入所 40	知的障害者更生施設 松陽寮	S 56. 9. 1	入所 160	県立身体障害者リハビリテーションセンター			重症心身障害児施設 若草療育園	H 4. 5. 1	入所 53	身体障害者更生施設 あけぼの	S 26. 11. 1	入所 90, 通所 10	肢体不自由児施設 若草園	S 26. 4. 1	入所 62, 通所 40	医療センター	S 53. 4. 1	病床 109	身体障害者福祉センター（A型）スポーツ交流センター	H 8. 8. 1	—	県立福山若草園			重症心身障害児施設 福山若草療育園	S 59. 4. 1	入所 44	肢体不自由児通園施設 福山若草園	S 37. 6. 1	通所 20	知的障害者授産施設 県立大野寮	S 39. 5. 1	入所 50, 通所 20	■ 社会福祉法人等や市町村等によるサービス供給体制の整備状況や地域における利用状況も踏まえながら、民間法人等や身近な自治体の社会福祉施設との役割分担のあり方を検討する必要があるのではないか。
施 設 名	設置年月日	定 員																																														
県立ふれあいの里 老人福祉センター	S 56. 7. 1	—																																														
県立心身障害者コロニー																																																
重症心身障害児施設 わかば療育園	S 58. 4. 1	入所 40																																														
知的障害者更生施設 松陽寮	S 56. 9. 1	入所 160																																														
県立身体障害者リハビリテーションセンター																																																
重症心身障害児施設 若草療育園	H 4. 5. 1	入所 53																																														
身体障害者更生施設 あけぼの	S 26. 11. 1	入所 90, 通所 10																																														
肢体不自由児施設 若草園	S 26. 4. 1	入所 62, 通所 40																																														
医療センター	S 53. 4. 1	病床 109																																														
身体障害者福祉センター（A型）スポーツ交流センター	H 8. 8. 1	—																																														
県立福山若草園																																																
重症心身障害児施設 福山若草療育園	S 59. 4. 1	入所 44																																														
肢体不自由児通園施設 福山若草園	S 37. 6. 1	通所 20																																														
知的障害者授産施設 県立大野寮	S 39. 5. 1	入所 50, 通所 20																																														

分権改革推進に関する主要課題

【分野：商工労働部】

No	主要課題	事務事業の概要	主な論点
7	中小企業等への金融支援，経営指導のあり方	■ 県費預託融資制度 ○ 中小企業者等に対する円滑な資金供給を確保するため，県が融資する資金の一部を金融機関に預託することによって，金融機関の協調を得て，中小企業者等に融資を行う。 ※平成15年度当初予算ベース ■ 経営改善普及事業 ○ 小規模事業者の，経営基盤の安定を図るため，商工会，商工会議所及び広島県商工会連合会を支援団体と位置づけ，経営指導員の人件費等を県が補助し，経営改善普及事業等による支援を行っている。 経営改善普及事業 小規模事業者の経営改善の支援 ◇税務・経理に関する相談 ◇金融・融資の斡旋 ◇記帳継続指導 等 商工会指導事業 商工会の組織，財政，経理及び経営改善普及事業の指導 ◇商工会広域振興対策推進事業 ◇経営革新支援研修会 ◇資質向上対策推進事業 等 指導 商工会(89) 商工会議所(13) 商工会連合会(1) 交付 小規模事業経営支援事業費補助金 経営基盤等の安定化 地域経済の健全な発展及び地域の活性化 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条	■ 県費預託融資制度 ○ 金融機関と協調して，県内中小企業が必要とする資金を長期・低利で円滑に供給するための融資制度であるが，資金需要が低迷している中で，金融機関等との役割分担を含め，企業が真に必要な資金支援のあり方を検討 ■ 経営改善普及事業 ○ 小規模事業者の経営改善の支援のため，商工会，商工会議所，県商工会連合会の経営指導員等の人件費補助を行っている（2,660百万円）。市町村合併に連動する商工会や商工会議所の合併も想定される中，県の関与のあり方を検討

分権改革推進に関する主要課題

【分野：商工労働部】

No	主要課題	事務事業の概要	主な論点
8	産業振興施策のあり方	■ 平成15年度施策体系及び重点施策（県内産業の活性化と新たな産業づくり） 県内産業の活性化 企業の研究開発・商品化に対する支援 中小企業の産業競争力、経営基盤強化 物流基盤の整備 広島TLOの運営支援 部品サプライヤーの戦略的研究開発への支援 創造的技術研究開発費補助金 特定中小企業集積競争力強化支援事業 経営革新への支援 商業の活性化対策 ひろしまマイスター推進事業 ものづくり広島リノベーション事業 新たな産業づくり 企業誘致の展開 新事業の創出と新規成長分野における産業創生 観光産業の振興 積極的な企業誘致活動の推進 国際ビジネスマッチングの強化 ベンチャー企業・第二創業の支援 ひろしま産業創生研究補助金 バイオクラスター推進事業 福祉関連産業創生プロジェクトの推進 環境関連産業コンプレックス形成の促進 観光産業の振興	■ 既存産業の振興方策 ○ 工業技術センター等による技術支援、研究開発補助、地場産業振興補助、販路開拓支援、産学官連携などを行っているが、県の関与のあり方を検討 ○ 地域の自主性に委ねるべき部分はないか ■ 新規産業の創出方策 ○ 新規創業やベンチャー育成について、県の関与のあり方を検討 ○ 民間の自主性に委ねるべき部分はないか ■ 企業誘致の展開 ○ 企業立地件数が減少する中で、従来からの企業誘致政策の転換が求められており、基礎的自治体も含めた企業誘致戦略の再構築について検討 ■ 観光産業の振興 ○ 観光振興における県の役割を明確にするとともに、市町・県観光連盟との役割分担、連携方策を検討

分権改革推進に関する主要課題

【分野：商工労働部】

No	主要課題	事務事業の概要	主な論点
9	雇用労働施策のあり方	■ 平成 15 年度施策体系及び重点施策 ○ 県民生活の安定を確保するセーフティネットの整備 雇用面におけるセーフティネットの整備 緊急雇用創出基金の活用 雇用・労働相談体制の強化 ○ 就業環境の整備と能力開発の支援 就業環境の整備 若年者雇用対策の推進 中高年求職者の就業支援 広島県勤労者リフレッシュ・フェスタの開催 能力開発の支援 多様な能力開発機会の確保・創出 ■ 国の施策（雇用対策法第 4 条） 「国は、……次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない」 ① 職業指導及び職業紹介の事業の充実 ② 技能に関する訓練及び検定の事業の充実 ③ 職業転換，地域間移動，職場適応等を援助するために必要な措置の充実 ④ 離職者の円滑な再就職を促進するために必要な施策の充実 ⑤ 定年引上，継続雇用制度導入・改善の円滑実施を促進するために必要な施策の充実 ⑥ 雇用形態の改善等を促進するために必要な施策の充実 ⑦ その他労働者が，能力を有効に発揮できるようにするために必要な施策の充実 ■ 地方公共団体の施策（雇用対策法第 5 条） 「地方公共団体は，国の施策と相まって，当該地域の実状に応じ，雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」	■ 雇用労働行政の効率的な執行体制 ○ 地方事務官制度が廃止され，厚生労働省の地方機関として広島労働局が設置されており，雇用労働行政は，基本的に国が一元的に担うべき業務として整理されている。 一方で，雇用対策法の改正により，「地方公共団体は，国の施策と相まって，当該地域の実状に応じ，雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とされており，国からの事務の移管も含め，雇用対策・職業安定行政・職業訓練における県の役割，基礎的自治体の関与のあり方を検討

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容													
10	農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方	■ 農村地域における土地利用規制 ○「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、県は農業振興地域を、市町村は農用地区域を指定し、農用地の形質変更は県が許可する。 ○ 農地は「農地法」の適用を受け、市町村に行政委員会として農業委員会が置かれる（必置規制）。 ■ 地域における農業の担い手育成 ○市町村は経営改善計画を立てた農業者を「認定農業者」として認定（税制や制度資金上の優遇措置） ○市町村は農地利用集積計画等により、農業委員会は農地あっせん等により農地集積を支援 ○県は市町村への指導・助言や、市町村で対応困難な経営技術・農業技術面での支援を実施 ① 農振・農用地に関する規制 <table><tr><td rowspan="2">県</td><td>農振地域整備基本方針</td><td>農振地域指定</td><td rowspan="2">開発行為許可 (宅造、土石採取等)</td><td rowspan="2">農地整備・施設整備の補助事業</td></tr><tr><td>農振地域整備計画</td><td>農用地区域指定 (20ha以上等)</td></tr></table> ③市町村の推進事務（基盤法関係） ○基本構想の策定 ○市町村経営改善支援センター 経営改善計画策定の指導、研修会・相談会、経営診断 等 ○農地利用集積計画の策定・公告 農地の貸借・売買を掲載した計画公示により権利設定・所有権移転 【認定農業者】 (農業経営基盤強化法) ⇒地域の農地の集約等により、他産業並の所得水準を目指した経営を行う個人・法人 ④県の推進事務（基盤法関係） ○基本方針の策定 ○地域事務所、農業改良普及センター ・市町村の推進への指導・助言 ・農業制度資金への利子補給 ・産地の育成指導や基盤整備 ○県経営改善支援センター（農業会議） ② 農地法の規制 <table><tr><td rowspan="2">市町村農業委員会</td><td>3条許可 (農地利用目的の売買等)</td><td rowspan="2">農業委員会は農地法・基盤法の法令業務のほか農地あっせん等の任意業務を行う</td></tr><tr><td>4条許可 (所有者の4haまでの転用)</td></tr><tr><td>知事</td><td>5条許可 (4haまでの転用目的の売買等)</td><td></td></tr></table> ※知事への許可申請は農業委員会を経由 ※知事は農業会議へ諮問し、答申を受けて許可 ■農村地域の土地利用に関する法令等に基づく事務事業について、農業委員会や農業会議等の果すべき役割の検討も含めて県と基礎的自治体との役割分担を検討し、基礎的自治体が総合的な土地利用を図っていけるよう、事務・事業のあり方を検討 ・規模と能力を備えた基礎的自治体が、市街から農村や森林地域まで一体的・総合的に土地利用プランニングを行えるよう、事務事業のあり方を検討 ・農業の担い手を育成する事務事業については、県と市町村が推進事業を行っており、県が地域レベルで行っている事業を基礎的自治体で実施できるよう事務事業のあり方を検討 ・国の地方分権改革推進会議は、市町村により農業委員会の現行業務を農業委員会が行うか首長部局が行うか選択できる制度を提言しており、市町村合併の進展や本県における地域の実情を踏まえ検討 ■基礎的自治体が、その産業振興施策として地域の実状を踏まえ、農業経営体の育成や支援等に関する指導調整や利子補給等を実施していけるよう、事務・事業のあり方を検討	県	農振地域整備基本方針	農振地域指定	開発行為許可 (宅造、土石採取等)	農地整備・施設整備の補助事業	農振地域整備計画	農用地区域指定 (20ha以上等)	市町村農業委員会	3条許可 (農地利用目的の売買等)	農業委員会は農地法・基盤法の法令業務のほか農地あっせん等の任意業務を行う	4条許可 (所有者の4haまでの転用)	知事	5条許可 (4haまでの転用目的の売買等)	
県	農振地域整備基本方針	農振地域指定		開発行為許可 (宅造、土石採取等)	農地整備・施設整備の補助事業											
	農振地域整備計画	農用地区域指定 (20ha以上等)														
市町村農業委員会	3条許可 (農地利用目的の売買等)	農業委員会は農地法・基盤法の法令業務のほか農地あっせん等の任意業務を行う														
	4条許可 (所有者の4haまでの転用)															
知事	5条許可 (4haまでの転用目的の売買等)															

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容
11	産地育成や施設整備に関する関与のあり方 【施設整備】	■ 施設整備に対する補助事務 ○ 農協や営農組合等が行う施設整備に対して、企画立案段階から補助実施まで、県と市町村が行政支援を行っている。 ○ 様々な国庫補助事業があるが、概ね次の共通点がある。 ① 県、市町村それぞれの推進事業の実施が国の要綱で求められていること ② 県を経由する間接補助とされていること ○ 代表的事業として、「経営構造対策事業」がある。 The flowchart illustrates the administrative process for facility improvement subsidies across three levels: National Government (国), Prefecture (県), and Municipalities/Farmers (市町村/農家等). 国 (農政局): - 推進事業 (全期間) - 協議 (with Prefecture) - 計画策定 (1年間) - 協議 (with Prefecture) - 事業実施 (3年間) - (ヒアリング) / 統合補助 (with Prefecture) 県 (本庁): - 県の経営生産対策推進会議 / 県の地域農業マスタプラン策定 - 計画認定 (from Review) - 県の構造施策との調整 / 予算 (地域事務所): ・地域営農計画の策定や市町村に対する支援の実施 - 審査 (to Planning) - ヒアリング 計画作成指導 / 補助 (to Implementation) 市町村: - 地域農業マスタプラン策定 - 経営構造確立構想 / 経営構造対策事業計画 - 年度別実施計画 / 補助 農家等: - 経営生産対策推進会議 (事務局: 市町村) - 地域における合意形成 / 計画樹立を申請 - 施設整備主体	■ 基礎的自治体が、その産業施策として地域の実情を踏まえ、企画立案から施設整備補助等の実施まで一貫した事業実施ができるよう、事務・事業のあり方を検討 ■ 産地形成へ向けた生産・出荷の体制づくりや地域の農家間の調整について、農家とその団体が果たすべき役割を検討し、県や基礎的自治体の関与のあり方を検討

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容
11-2	産地育成や施設整備に対する関与のあり方 【産地育成(野菜)】	■ 産地育成に対する県の事務(野菜産地の例) ○産地の育成は、①生産・流通指導、②制度資金や補助事業等による近代化施設・機械の導入③価格安定対策により推進している。国の指定を受けた産地は県が「生産・出荷近代化計画」を策定する。 ○国の指定産地について国の「野菜価格供給安定基金」により、その他の産地については国や県の補助を受けて「(社)広島県野菜価格安定資金協会」が補償準備金を運営している。 ※基金や補償準備金は、生産者の拠出と国県市町村の助成で造成され、市場価格下落時に生産者に補給金を交付することで、次期作を確保し、野菜の供給と価格の安定を図る制度 価格安定基金制度 補償準備金制度 農 家 等	産地育成等の計画づくりや出荷等の調整・指導などのあり方を検討し、農業者とその団体・県・基礎的自治体の役割分担を検討 ・産地育成事務のあり方 国の指定産地について、県が産地近代化計画を策定し、産地における生産・流通指導を行っているが、今後は、基礎的自治体の産業施策として行うなど、事務事業のあり方を検討 ・県の価格安定施策のあり方 県は基金や準備金に対する補助を行っているが、その効果は価格低落時の農家所得の補償といえるのではないかと、今後は生産者の拠出の範囲で安定基金等を運営するなど、事務事業のあり方を検討

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容
12	農業普及事業のあり方	■ 農業改良助長法により、農業普及事業への国庫負担と農業改良普及センター設置及び普及職員設置の設置が定められている（必置規制）。 【広島県の動き】・H13年度に農業改良普及センターを全県1区1ヶ所とし、各地域事務所に地域営農課を配置 ・H15年度から、地区担当制を施策目的別グループ制に改め、重点的に活動を実施 ・H16年度から農林水産・工業・保健環境の8技術センターを統括管理する組織を設置 ■ 地方分権改革推進会議「事務・事業のあり方に関する意見」（H14.10.30）の指摘（抜粋） ○ 中間報告では、地域の実情に応じて弾力的に事業運営できるよう、地方分権の趣旨を踏まえて、抜本的な見直しを検討すべきであること等を提言した。 ○ 農林水産省においては、「普及事業の在り方に関する検討会」を開催し、普及事業の重点化・効率化を行うなかで、必置規制の緩和、農業改良普及手当に関する見直しを行なうこととしている。（中略）<u>農業改良普及制度の必要性は依然として高く、必置規制や交付金制度が重要であるとしている。</u> ○ 当会議としては、都道府県の判断に委ねていくべきとの観点に立ち、<u>必置規制の廃止ないしは大幅緩和、協同農業普及事業交付金の一般財源化、改良普及手当の在り方の抜本の見直し等について踏み込んで検討を行うこと、国の役割は技術的支援に限っていく方向で検討することを提言したい。</u> 【機構図】 <pre> graph LR A[農業技術センター 専門技術員 (10名)] <--> B[農業改良普及センター (53名)] B <--> C[地域営農課 (108名)] C <--> D[農家] A <--> C </pre> 【業務】 【専門技術員の業務】 ①試験研究と普及事業の連絡調整 ②専門分野に係る普及活動方法の調査研究 ③普及員に対する指導・研修 等 【農業改良普及センターの業務】 ①高度な技術革新の支援 ②園芸・畜産産地の拡充 ③農業情報システムの構築・運営 【地域営農課の業務】 ①土地利用型農業の再構築（集落農場型農業生産法人の育成等） ～水稲、大豆、麦等に係る技術支援、法人化への合意形成、農地利用・機械導入・経営計画等策定支援 ②園芸産地の育成 ～技術支援、核となる経営体の育成 ③地域リーダーの育成 ④農業青年・新規就農者の育成 ～営農計画策定支援、技術支援 ⑤制度資金等利用の支援 ～経営計画策定指導・助言、経営管理支援 ⑥農業の6次産業化支援 ～生産・販売・加工のネットワークづくり ※「普及事業の在り方検討会」（H15.3）の提言を受け、現在、農林水産省で普及事業のあり方を検討中	■ 農家に対する経営指導や技術指導、担い手育成等に関する事務事業について、農業者とその団体・県・基礎的自治体の役割分担を検討 ・ 農家に対する経営指導のあり方 ・ 農家に対する技術普及のあり方 ・ 担い手育成等のあり方 ■ 産地づくりの支援等のため、高度な生産技術や新しい技術の移転等が必要となる場合の、県と基礎的自治体の役割分担を検討

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事 務 事 業 の 概 要				論点の内容																		
13	農林水産業における規制・監督行政のあり方	■ 農林水産業関係の規制・監督の例 <table><thead><tr><th>規制目的</th><th>法令に基づく規制</th><th>条例・規則による規制</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>《卸売市場法》 卸売市場の整備を促進し及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図りもつて国民生活の安定に資する</td><td>○地方卸売市場に関する規制・監督 ・地方卸売市場開設許可 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務許可・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制</td><td>○その他市場（政令で定める規模以下の市場）に対する規制・監督 ・開設届出 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務届出・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制</td><td>①中央卸売市場 県、20万以上の市が設置し大臣が許可・指導監督 ②地方卸売市場、その他市場 ・青果 330㎡ ・花き、水産 200㎡ ・食肉 150㎡</td></tr><tr><td>《養ほう振興法》 みつばちの群の配置を適正にする等の措置を講じて、はちみつ及びみつろうの増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資する</td><td>○転飼（蜜蜂を移動して飼育すること）に関する規制・監督 ・氏名、住所、ほう群数の届出 ・県外から県内への転飼の許可</td><td>○転飼に対する規制・監督 ア 養ほう振興法施行細則（規則） ・法の規程する届出に関する手続 ・県外から県内への転飼 “ イ みつばち転飼条例 ・県内における転飼許可 ・報告徴収・立入検査</td><td>○許可実績 申請39業者、件数327（法律51件、条例276件） ○飼養戸数 112戸（H14.2） ○関連事業 ・転飼調整会議</td></tr><tr><td rowspan="2">《広島県農産物検査条例》 《広島県かんきつ規格条例》 ○目的 ・品質改善 ・取引安全・円滑化 ・産業の振興 ○手段 県が定めた規格に基づいて検査・出荷等を行う。</td><td rowspan="2"></td><td>○農産物検査条例【昭和25】 ⇒県内で生産された畳表 ・未検査畳表の譲渡・譲受や生産地市町村区域外への搬出禁止 ・報告徴収、立入検査</td><td>・日本農林規格と知事が定めた規格に基づき品質等を検査 ・財団法人い業会館へ検査業務を委託</td></tr><tr><td>○かんきつ規格条例【昭和35】 ⇒県内で生産された柑橘類 ・格付を行う者の選果責任者等の届出 ・格付・標示しない柑橘の売買目的での県外移出禁止 ・報告徴収、立入検査</td><td>・うんしゅうみかん、なつみかん、ネーブル、オレンジ、はつさく、いよかん及びレモンを対象</td></tr></tbody></table>				規制目的	法令に基づく規制	条例・規則による規制	備 考	《卸売市場法》 卸売市場の整備を促進し及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図りもつて国民生活の安定に資する	○地方卸売市場に関する規制・監督 ・地方卸売市場開設許可 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務許可・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制	○その他市場（政令で定める規模以下の市場）に対する規制・監督 ・開設届出 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務届出・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制	①中央卸売市場 県、20万以上の市が設置し大臣が許可・指導監督 ②地方卸売市場、その他市場 ・青果 330㎡ ・花き、水産 200㎡ ・食肉 150㎡	《養ほう振興法》 みつばちの群の配置を適正にする等の措置を講じて、はちみつ及びみつろうの増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資する	○転飼（蜜蜂を移動して飼育すること）に関する規制・監督 ・氏名、住所、ほう群数の届出 ・県外から県内への転飼の許可	○転飼に対する規制・監督 ア 養ほう振興法施行細則（規則） ・法の規程する届出に関する手続 ・県外から県内への転飼 “ イ みつばち転飼条例 ・県内における転飼許可 ・報告徴収・立入検査	○許可実績 申請39業者、件数327（法律51件、条例276件） ○飼養戸数 112戸（H14.2） ○関連事業 ・転飼調整会議	《広島県農産物検査条例》 《広島県かんきつ規格条例》 ○目的 ・品質改善 ・取引安全・円滑化 ・産業の振興 ○手段 県が定めた規格に基づいて検査・出荷等を行う。		○農産物検査条例【昭和25】 ⇒県内で生産された畳表 ・未検査畳表の譲渡・譲受や生産地市町村区域外への搬出禁止 ・報告徴収、立入検査	・日本農林規格と知事が定めた規格に基づき品質等を検査 ・財団法人い業会館へ検査業務を委託	○かんきつ規格条例【昭和35】 ⇒県内で生産された柑橘類 ・格付を行う者の選果責任者等の届出 ・格付・標示しない柑橘の売買目的での県外移出禁止 ・報告徴収、立入検査	・うんしゅうみかん、なつみかん、ネーブル、オレンジ、はつさく、いよかん及びレモンを対象	■規制・監督行政について、 目的を達成したと考えられるものや、民間に委ねることが可能なものについて、県独自に対応できるものについては規制の撤廃や事務の簡素化を行うとともに、必要な場合は 国に対して制度改正を要望 ・法律が条例に規制を委ねるものなどについて、規制の必要性を検証し、規制の撤廃を検討 ・県が産業振興等のため行ってきた規制について、目的を達成したものは、規制撤廃と民間移行を検討
規制目的	法令に基づく規制	条例・規則による規制	備 考																					
《卸売市場法》 卸売市場の整備を促進し及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図りもつて国民生活の安定に資する	○地方卸売市場に関する規制・監督 ・地方卸売市場開設許可 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務許可・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制	○その他市場（政令で定める規模以下の市場）に対する規制・監督 ・開設届出 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務届出・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制	①中央卸売市場 県、20万以上の市が設置し大臣が許可・指導監督 ②地方卸売市場、その他市場 ・青果 330㎡ ・花き、水産 200㎡ ・食肉 150㎡																					
《養ほう振興法》 みつばちの群の配置を適正にする等の措置を講じて、はちみつ及びみつろうの増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資する	○転飼（蜜蜂を移動して飼育すること）に関する規制・監督 ・氏名、住所、ほう群数の届出 ・県外から県内への転飼の許可	○転飼に対する規制・監督 ア 養ほう振興法施行細則（規則） ・法の規程する届出に関する手続 ・県外から県内への転飼 “ イ みつばち転飼条例 ・県内における転飼許可 ・報告徴収・立入検査	○許可実績 申請39業者、件数327（法律51件、条例276件） ○飼養戸数 112戸（H14.2） ○関連事業 ・転飼調整会議																					
《広島県農産物検査条例》 《広島県かんきつ規格条例》 ○目的 ・品質改善 ・取引安全・円滑化 ・産業の振興 ○手段 県が定めた規格に基づいて検査・出荷等を行う。		○農産物検査条例【昭和25】 ⇒県内で生産された畳表 ・未検査畳表の譲渡・譲受や生産地市町村区域外への搬出禁止 ・報告徴収、立入検査	・日本農林規格と知事が定めた規格に基づき品質等を検査 ・財団法人い業会館へ検査業務を委託																					
		○かんきつ規格条例【昭和35】 ⇒県内で生産された柑橘類 ・格付を行う者の選果責任者等の届出 ・格付・標示しない柑橘の売買目的での県外移出禁止 ・報告徴収、立入検査	・うんしゅうみかん、なつみかん、ネーブル、オレンジ、はつさく、いよかん及びレモンを対象																					

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事 務 事 業 の 概 要	論 点 の 内 容																																																																																				
14	農林水産業関係の基盤整備のあり方 【ほ場整備】	■ ほ場整備事業の典型として、①県を事業主体とする経営体育成基盤整備事業（農地集積実績に応じた促進費交付等ソフト事業と一体的に実施）、②市町村や土地改良区等を事業主体とする基盤整備促進事業がある。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">採 択 要 件</th><th rowspan="2">事 業 内 容</th><th colspan="5">事 業 費 負 担</th><th rowspan="2">県予算額 (箇所数)</th></tr><tr><th>区 分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>受益者</th></tr><tr><td rowspan="2">県 営</td><td rowspan="2">・ 20ha～ ・ 農地集積等</td><td rowspan="2">区画整理 農道整備 用排水 暗渠排水 客土</td><td>山村</td><td>50.0</td><td>32.5</td><td>5.0</td><td>12.5</td><td rowspan="2">14.4億円 (13)</td></tr><tr><td>その他</td><td>50.0</td><td>27.5</td><td>10.0</td><td>12.5</td></tr><tr><td rowspan="2">団体営</td><td rowspan="2">・ 5ha～</td><td rowspan="2">集落道 排水路 公園施設 防災施設 用地等</td><td>中山間</td><td>55.0</td><td>20.0</td><td></td><td></td><td rowspan="2">4.1億円 (17)</td></tr><tr><td>その他</td><td>50.0</td><td>10.0</td><td></td><td></td></tr></table> 注1「山村」は県が建設事業負担金条例で、「中山間」は県が中山間地域活性化対策基本方針で定めた区域 注2「団体営」欄には、担い手育成型（市町村が定めた農地集積等に関する計画に基づくもの）を揚げた。 ○県 営 ～H4まで着手60ha以上（原則は200ha以上）を（1箇所平均120ha）、H5以降着手は20ha以上のほ場整備（担い手型）を実施（1箇所平均42ha） ○団体営 ～H8まで20ha以上、H10以降「基盤整備促進事業」（5ha以上）へ移行 ■ ほ場整備事業の流れ 計画調査（単位：百万円） 県 ○県営事業の事前調査費 65 土地改良事業団体連合会 ○団体営事業の調査設計 40 事業実施 《受益農家》 《市町村》 《県》 【県営】 県に事業実施申請（土地改良法85条） 市町村の計画に対する同意（1196条の2） 【市町村営】 県へ事業実施協議 適否決定 同意公告 【県】 適否決定 計画決定 公告縦覧 着工完成 【市町村】 適否決定 同意公告 着工完成 県営事業で整備した施設の管理 市町村や土地改良区へ ○施設譲与 ○管理委託 ※「土地改良財産の譲与に関する条例」による譲渡「土地改良財産管理規則」による委託 ■ ほ場整備の状況 ～第1次土地改良長期計画（S40～）以降、1区画30aの整備を進める（H13の全国整備率は67.7%）。 <table><tr><th></th><th>1985(A)</th><th>1990</th><th>1995</th><th>2000(B)</th><th>2001</th><th>(B-A)</th></tr><tr><td>耕地面積(ha)</td><td>79,000</td><td>74,200</td><td>69,500</td><td>63,200</td><td>62,300</td><td>▲ 16,700</td></tr><tr><td>水田面積(ha)</td><td>55,400</td><td>52,900</td><td>49,800</td><td>46,200</td><td>45,700</td><td>▲ 9,700</td></tr><tr><td>整備済水田面積(ha)</td><td>14,011</td><td>19,101</td><td>23,338</td><td>26,027</td><td>26,221</td><td>12,210</td></tr><tr><td>整備率(全水田)</td><td>25.5</td><td>36.1</td><td>46.9</td><td>56.3</td><td>57.4</td><td>31.9</td></tr><tr><td>整備率(要整備)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>85.3</td><td>86.0</td><td>—</td></tr></table>		採 択 要 件	事 業 内 容	事 業 費 負 担					県予算額 (箇所数)	区 分	国	県	市町村	受益者	県 営	・ 20ha～ ・ 農地集積等	区画整理 農道整備 用排水 暗渠排水 客土	山村	50.0	32.5	5.0	12.5	14.4億円 (13)	その他	50.0	27.5	10.0	12.5	団体営	・ 5ha～	集落道 排水路 公園施設 防災施設 用地等	中山間	55.0	20.0			4.1億円 (17)	その他	50.0	10.0				1985(A)	1990	1995	2000(B)	2001	(B-A)	耕地面積(ha)	79,000	74,200	69,500	63,200	62,300	▲ 16,700	水田面積(ha)	55,400	52,900	49,800	46,200	45,700	▲ 9,700	整備済水田面積(ha)	14,011	19,101	23,338	26,027	26,221	12,210	整備率(全水田)	25.5	36.1	46.9	56.3	57.4	31.9	整備率(要整備)	—	—	—	85.3	86.0	—	(参考) 国は、県営事業について地方負担のガイドラインを定めている（県 27.5%，市町村 10.0%）。 ■ 県の関与の考え方 ・ 県営と団体営のメルクマールは、広域性や専門性というよりも受益面積の大小といえることから、団体営を基本とする事務事業のあり方を検討 ・ 県営事業の内容も農地集積に向けたソフト事業や農村の生活環境整備に関する施設整備を包含しており、基礎的自治体による実施を基本とする事務事業のあり方を検討 ・ 市町村が土地改良区の事務局である場合もあり、事業主体と維持管理の一体化の視点からも基礎的自治体による実施を基本とする事務事業のあり方を検討
	採 択 要 件	事 業 内 容				事 業 費 負 担						県予算額 (箇所数)																																																																											
			区 分	国	県	市町村	受益者																																																																																
県 営	・ 20ha～ ・ 農地集積等	区画整理 農道整備 用排水 暗渠排水 客土	山村	50.0	32.5	5.0	12.5	14.4億円 (13)																																																																															
			その他	50.0	27.5	10.0	12.5																																																																																
団体営	・ 5ha～	集落道 排水路 公園施設 防災施設 用地等	中山間	55.0	20.0			4.1億円 (17)																																																																															
			その他	50.0	10.0																																																																																		
	1985(A)	1990	1995	2000(B)	2001	(B-A)																																																																																	
耕地面積(ha)	79,000	74,200	69,500	63,200	62,300	▲ 16,700																																																																																	
水田面積(ha)	55,400	52,900	49,800	46,200	45,700	▲ 9,700																																																																																	
整備済水田面積(ha)	14,011	19,101	23,338	26,027	26,221	12,210																																																																																	
整備率(全水田)	25.5	36.1	46.9	56.3	57.4	31.9																																																																																	
整備率(要整備)	—	—	—	85.3	86.0	—																																																																																	

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事 務 事 業 の 概 要	論点の内容																																																								
14-1	農林水産業関係の基盤整備のあり方 【農道整備】	■ 農道の機能 農道事業は、ほ場整備等の生産基盤整備と一体的に農村の生活環境を整備する「農村整備事業」の一部をなし、次のように区分される。 <table><tr><th>基 幹 的 農 道</th><th colspan="3">地 域 内 農 道</th></tr><tr><td rowspan="3">農業生産、農産物流通の農業用利用を主体とし併せて農村地域の社会生活活動にも利用される農道 ⇒営農団地間を結ぶ道路 ⇒集出荷施設等と一般道路等を連結する道路</td><td colspan="3">ほ場への通作、営農資材の搬入、ほ場からの農産物搬出、農産物の収穫、防除作業等の農業生産活動に主に利用される農道</td></tr><tr><th>幹 線 農 道</th><th>支 線 農 道</th><th>耕 作 道</th></tr><tr><td>集落とほ場、ほ場とほ場、ほ場と集出荷施設等を結ぶ主要な道路</td><td>幹線農道から分岐し、ほ区又は耕区に連絡する農道</td><td>耕区の境界部又は耕区内に設けられる農道</td></tr></table> 主に広域農道、農免農道で整備 主に一般農道で整備 ほ場整備で実施（基盤整備促進事業など） ※「ほ区」＝周囲を農道及び水路によって囲まれた区画 「耕区」＝ほ区を畦畔によって細分化した区画 ■ 農道整備事業、一般道路事業の対比 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="3">農道整備事業</th><th colspan="2">一般道路事業</th></tr><tr><td></td><th>広 域 農 道</th><th>農 免 農 道</th><th>一 般 農 道</th><th>県 道</th><th>市 町 村 道</th></tr><tr><td>事業目的</td><td colspan="3">①農業の生産性の向上 ②農産物流通の合理化 ③農業生産の近代化</td><td colspan="2">①道路網の整備 ②交通の発達に寄与</td></tr><tr><td>事業概要</td><td>広域営農団地整備計画に位置付けられた基幹的農道</td><td>農業用の揮発油税額相当の財源で整備する基幹的農道</td><td>ほ場整備で造成された農道を結ぶ幹線農道</td><td>地方的な幹線道路網の整備</td><td>市町村の区域内に存する道路の整備</td></tr><tr><td>事業主体</td><td>県</td><td>県、市町村 土地改良区</td><td>県</td><td>県</td><td>市町村</td></tr><tr><td>主な採択要件</td><td>受益面積 1,000ha 以上 幅員 5 m 以上 延長 10 km 以上 工期 9年 以内</td><td>受益面積 50ha 以上 幅員 4 m 以上 総事業費 1億円以上 工期 6年以内</td><td>受益面積 50ha 以上 幅員 4.5 m 以上 延長 1 km 以上 工期 6年以内</td><td>一次改良の場合 総事業費 5億円以上 日交通量1,500台以上 工期 7年以内</td><td>一次改良の場合 総事業費 5億円以上 工期 7年以内</td></tr><tr><td>整備後の維持管理</td><td>県 ※市町村に譲与又は管理委託</td><td>各事業主体 ※県整備の場合、市町村に譲与又は管理委託</td><td>県 ※市町村に譲与又は管理委託</td><td>県</td><td>市町村</td></tr></table>	基 幹 的 農 道	地 域 内 農 道			農業生産、農産物流通の農業用利用を主体とし併せて農村地域の社会生活活動にも利用される農道 ⇒営農団地間を結ぶ道路 ⇒集出荷施設等と一般道路等を連結する道路	ほ場への通作、営農資材の搬入、ほ場からの農産物搬出、農産物の収穫、防除作業等の農業生産活動に主に利用される農道			幹 線 農 道	支 線 農 道	耕 作 道	集落とほ場、ほ場とほ場、ほ場と集出荷施設等を結ぶ主要な道路	幹線農道から分岐し、ほ区又は耕区に連絡する農道	耕区の境界部又は耕区内に設けられる農道	区 分	農道整備事業			一般道路事業			広 域 農 道	農 免 農 道	一 般 農 道	県 道	市 町 村 道	事業目的	①農業の生産性の向上 ②農産物流通の合理化 ③農業生産の近代化			①道路網の整備 ②交通の発達に寄与		事業概要	広域営農団地整備計画に位置付けられた基幹的農道	農業用の揮発油税額相当の財源で整備する基幹的農道	ほ場整備で造成された農道を結ぶ幹線農道	地方的な幹線道路網の整備	市町村の区域内に存する道路の整備	事業主体	県	県、市町村 土地改良区	県	県	市町村	主な採択要件	受益面積 1,000ha 以上 幅員 5 m 以上 延長 10 km 以上 工期 9年 以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4 m 以上 総事業費 1億円以上 工期 6年以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4.5 m 以上 延長 1 km 以上 工期 6年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 日交通量1,500台以上 工期 7年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 工期 7年以内	整備後の維持管理	県 ※市町村に譲与又は管理委託	各事業主体 ※県整備の場合、市町村に譲与又は管理委託	県 ※市町村に譲与又は管理委託	県	市町村	■生産基盤や生活環境整備について、基礎的自治体が企画立案から整備後の管理まで一貫して行うことができる仕組みづくりが必要ではないか ○農免農道や一般農道は、合併後の基礎的自治体の区域内で事業効果が発揮される事業といえるのではないかと ○広域農道には、合併後の基礎的自治体の区域を越えるものも考えられるが、事業効果は地元自治体の区域の中にとどまるのではないかと
基 幹 的 農 道	地 域 内 農 道																																																										
農業生産、農産物流通の農業用利用を主体とし併せて農村地域の社会生活活動にも利用される農道 ⇒営農団地間を結ぶ道路 ⇒集出荷施設等と一般道路等を連結する道路	ほ場への通作、営農資材の搬入、ほ場からの農産物搬出、農産物の収穫、防除作業等の農業生産活動に主に利用される農道																																																										
	幹 線 農 道	支 線 農 道	耕 作 道																																																								
	集落とほ場、ほ場とほ場、ほ場と集出荷施設等を結ぶ主要な道路	幹線農道から分岐し、ほ区又は耕区に連絡する農道	耕区の境界部又は耕区内に設けられる農道																																																								
区 分	農道整備事業			一般道路事業																																																							
	広 域 農 道	農 免 農 道	一 般 農 道	県 道	市 町 村 道																																																						
事業目的	①農業の生産性の向上 ②農産物流通の合理化 ③農業生産の近代化			①道路網の整備 ②交通の発達に寄与																																																							
事業概要	広域営農団地整備計画に位置付けられた基幹的農道	農業用の揮発油税額相当の財源で整備する基幹的農道	ほ場整備で造成された農道を結ぶ幹線農道	地方的な幹線道路網の整備	市町村の区域内に存する道路の整備																																																						
事業主体	県	県、市町村 土地改良区	県	県	市町村																																																						
主な採択要件	受益面積 1,000ha 以上 幅員 5 m 以上 延長 10 km 以上 工期 9年 以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4 m 以上 総事業費 1億円以上 工期 6年以内	受益面積 50ha 以上 幅員 4.5 m 以上 延長 1 km 以上 工期 6年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 日交通量1,500台以上 工期 7年以内	一次改良の場合 総事業費 5億円以上 工期 7年以内																																																						
整備後の維持管理	県 ※市町村に譲与又は管理委託	各事業主体 ※県整備の場合、市町村に譲与又は管理委託	県 ※市町村に譲与又は管理委託	県	市町村																																																						

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容																																																																												
14-2	農林水産業関係の基盤整備のあり方 【漁港整備】	■ 漁港の種類 漁港の指定は国の直接執行事務とされていたが、「漁港法」改正により利用範囲に応じ次に区分され（H12年度）、「漁港漁場整備法」（H13年度制定）に踏襲されている（第1種及び第2種漁港指定は自治事務）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>意義</th><th>指定権限</th><th>県内指定状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種漁港</td><td>利用範囲が地元の漁業を主とするもの</td><td>市町村長</td><td>27</td></tr> <tr> <td>第2種漁港</td><td>利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの</td><td>知事</td><td>18</td></tr> <tr> <td>第3種漁港</td><td>利用範囲が全国的なもの</td><td>大臣</td><td>1</td></tr> <tr> <td>第4種漁港</td><td>離島及びその周辺にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの</td><td>大臣</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table> ■ 漁港の整備と管理 (1) 漁港整備については、漁港・漁場の一体的な基盤整備事業、集落排水等を行う漁業集落の環境整備事業、漁港区域内の海岸保全施設整備事業等がある（資料1参照）。 (2) 漁港管理については、第1種漁港は市町が、第3種漁港（草津漁港）と第2種漁港は県が維持・管理する。第2種漁港の管理については、①県と市町で事務委託規約を締結し、市町が施設使用料を財源に管理と小規模修繕を行うもの ②県が直営で管理するものがある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>合併後</th><th>第1種漁港（市町長管理）</th><th>市町へ管理委託する第2種漁港</th><th>県が直接管理する第2種漁港</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大竹</td><td>—</td><td>玖波（大竹市）、阿多田（大竹市）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>大野</td><td>—</td><td>塩屋（大野町）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>廿日市</td><td>上ノ浜、梅原、丸石</td><td>地御前（廿日市市）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>広島</td><td>五日市</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>江能4町</td><td>世上（江田島）</td><td>柿浦（大柿町）、畑（沖美町）</td><td>美能（沖美）、深江（大柿町）</td></tr> <tr> <td>呉</td><td>大屋、情島、大地蔵、原田原（音戸町）長谷（倉橋町）</td><td>倉橋（倉橋町） 豊島（豊町、豊浜町）</td><td>音戸（音戸町）安浦（安浦町）</td></tr> <tr> <td>東広島</td><td>大芝北・大芝南（安芸津町）</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>竹原</td><td>長浜、吉名</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>大崎上島</td><td>—</td><td>沖浦（大崎上島町）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>三原</td><td>能地、須波</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>尾道</td><td>大町、串浜、海老、泊、干汐・立花（向島町）</td><td>吉和</td><td>—</td></tr> <tr> <td>因島</td><td>西浦、鏡浦</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>福山</td><td>水呑、田尻</td><td>横田（福山市）、箱崎（福山市）</td><td>平、走</td></tr> </tbody> </table> ※ で囲った漁港は、H13年度に第1種に指定替えを行った。	種類	意義	指定権限	県内指定状況	第1種漁港	利用範囲が地元の漁業を主とするもの	市町村長	27	第2種漁港	利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの	知事	18	第3種漁港	利用範囲が全国的なもの	大臣	1	第4種漁港	離島及びその周辺にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの	大臣	なし	合併後	第1種漁港（市町長管理）	市町へ管理委託する第2種漁港	県が直接管理する第2種漁港	大竹	—	玖波（大竹市）、阿多田（大竹市）	—	大野	—	塩屋（大野町）	—	廿日市	上ノ浜、梅原、丸石	地御前（廿日市市）	—	広島	五日市	—	—	江能4町	世上（江田島）	柿浦（大柿町）、畑（沖美町）	美能（沖美）、深江（大柿町）	呉	大屋、情島、大地蔵、原田原（音戸町）長谷（倉橋町）	倉橋（倉橋町） 豊島（豊町、豊浜町）	音戸（音戸町）安浦（安浦町）	東広島	大芝北・大芝南（安芸津町）	—	—	竹原	長浜、吉名	—	—	大崎上島	—	沖浦（大崎上島町）	—	三原	能地、須波	—	—	尾道	大町、串浜、海老、泊、干汐・立花（向島町）	吉和	—	因島	西浦、鏡浦	—	—	福山	水呑、田尻	横田（福山市）、箱崎（福山市）	平、走	■ 漁港の利用範囲の実態を踏まえ、施設整備や維持管理のあり方を検討 ・現在、利用範囲により管理者が区分されるが、市町村合併による能力の拡充を踏まえ、基礎的自治体による整備・管理を検討すべきではないか ・漁村の生活環境整備に関する事業は住民に身近な基礎的自治体の役割ではないか
種類	意義	指定権限	県内指定状況																																																																												
第1種漁港	利用範囲が地元の漁業を主とするもの	市町村長	27																																																																												
第2種漁港	利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの	知事	18																																																																												
第3種漁港	利用範囲が全国的なもの	大臣	1																																																																												
第4種漁港	離島及びその周辺にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの	大臣	なし																																																																												
合併後	第1種漁港（市町長管理）	市町へ管理委託する第2種漁港	県が直接管理する第2種漁港																																																																												
大竹	—	玖波（大竹市）、阿多田（大竹市）	—																																																																												
大野	—	塩屋（大野町）	—																																																																												
廿日市	上ノ浜、梅原、丸石	地御前（廿日市市）	—																																																																												
広島	五日市	—	—																																																																												
江能4町	世上（江田島）	柿浦（大柿町）、畑（沖美町）	美能（沖美）、深江（大柿町）																																																																												
呉	大屋、情島、大地蔵、原田原（音戸町）長谷（倉橋町）	倉橋（倉橋町） 豊島（豊町、豊浜町）	音戸（音戸町）安浦（安浦町）																																																																												
東広島	大芝北・大芝南（安芸津町）	—	—																																																																												
竹原	長浜、吉名	—	—																																																																												
大崎上島	—	沖浦（大崎上島町）	—																																																																												
三原	能地、須波	—	—																																																																												
尾道	大町、串浜、海老、泊、干汐・立花（向島町）	吉和	—																																																																												
因島	西浦、鏡浦	—	—																																																																												
福山	水呑、田尻	横田（福山市）、箱崎（福山市）	平、走																																																																												

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事 務 事 業 の 概 要	論点の内容																																					
14-3	農林水産業関係の基盤整備のあり方 【森林整備】	■ 保安林制度及び林地開発許可制度 国有林においては大臣が保安林の指定・解除を行い、国有林以外の森林（民有林）に対する指定・解除は大臣又は知事が行う。また、保安林以外の民有林に対して知事が開発行為を許可する。国有林を除く許認可制度の概要は以下のとおり <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">保 安 林 制 度（森林法第25条）</th><th>林地開発許可制度（森林法10条の2）</th></tr><tr><td>趣 旨</td><td colspan="2">○水源涵養、土砂崩壊防備等のため、大臣又は知事が指定する。 ○土地の形質変更や伐採の制限、伐採跡地への植栽義務が課される。</td><td>保安林以外の森林が持つ水源涵養機能等の保護</td></tr><tr><td rowspan="3">指定・解除等</td><td colspan="2"><u>流域保全保安林（第1項第1号～3号）</u> ①水源涵養保安林 ②土砂流出防備保安林 ③土砂崩壊保安林</td><td rowspan="3">知事がたてた「地域森林計画」対象民有林における土地の形質を変更する行為で、次の規模を超えるもの ①道路新設等 ～面積1ha超で、幅員3m超 ②その他の行為 ～面積1ha超</td></tr><tr><td>重要流域</td><td>その他の流域</td></tr><tr><td>大 臣</td><td>知事(法定受託)</td></tr><tr><td colspan="3">知事（自治事務）</td></tr></table> ■ 治山事業 保安林指定を受けた森林区域において、治山ダム設置や山腹の植栽・保護工事等が実施される。砂防事業は溪流における土砂調整など治水上の砂防を目的とし、治山事業は溪流を含む森林全体の機能の維持・保全のため造林等森林整備事業と一体的実施 <table><tr><th>機能区分</th><th>主な事業名</th><th>事 業 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">【水土保全】 水土保全機能の高い森林整備のため、荒廃林地の復旧や整備を図る。</td><td>水土保全治山事業</td><td>総合的な山地災害危険地対策を緊急に実施することにより、山崩れ、土石流、泥石流等の山地災害を未然に防止し、これらの災害から人家、公共施設等を保護</td></tr><tr><td>防災林造成事業</td><td>災害跡地等において防災林を造成することにより、なだれや土砂の流出を防止、軽減し、これらの災害から人家、道路・学校等の公共施設、農地等を保護</td></tr><tr><td>水源地域整備事業</td><td>重要な水源地域の森林について、水源かん養機能の高度発揮と土砂流出防止機能の向上等を図るため多様な森林整備を面的・総合的に推進</td></tr><tr><td>【共生林】 環境や景観保全とともに防災機能を持つ森林を整備</td><td>共生保安林整備事業</td><td>市街地周辺、自然環境が優れた地域において、森林の造成改良整備、荒廃山地の復旧整備等を行うことにより、森林による緑豊かな生活環境・自然環境の保全・創出を図る。</td></tr><tr><td rowspan="2">【共 通】 上の区分に関わらず災害発生に応じた事業、治山事業施行地の適正管理を実施</td><td>山地治山事業</td><td>荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防等により、山崩れ、土石流等の山地災害や洪水を防止軽減し、人家、道路・学校等公共施設、農地等を保護</td></tr><tr><td>保安林整備事業</td><td>被災保安林、劣悪保安林の復旧整備、機能低位な保安林の保育等により、水源かん養機能、土砂流出・崩壊防備機能等の保安林機能の回復、高度発揮</td></tr></table>	区 分	保 安 林 制 度（森林法第25条）		林地開発許可制度（森林法10条の2）	趣 旨	○水源涵養、土砂崩壊防備等のため、大臣又は知事が指定する。 ○土地の形質変更や伐採の制限、伐採跡地への植栽義務が課される。		保安林以外の森林が持つ水源涵養機能等の保護	指定・解除等	<u>流域保全保安林（第1項第1号～3号）</u> ①水源涵養保安林 ②土砂流出防備保安林 ③土砂崩壊保安林		知事がたてた「地域森林計画」対象民有林における土地の形質を変更する行為で、次の規模を超えるもの ①道路新設等 ～面積1ha超で、幅員3m超 ②その他の行為 ～面積1ha超	重要流域	その他の流域	大 臣	知事(法定受託)	知事（自治事務）			機能区分	主な事業名	事 業 内 容	【水土保全】 水土保全機能の高い森林整備のため、荒廃林地の復旧や整備を図る。	水土保全治山事業	総合的な山地災害危険地対策を緊急に実施することにより、山崩れ、土石流、泥石流等の山地災害を未然に防止し、これらの災害から人家、公共施設等を保護	防災林造成事業	災害跡地等において防災林を造成することにより、なだれや土砂の流出を防止、軽減し、これらの災害から人家、道路・学校等の公共施設、農地等を保護	水源地域整備事業	重要な水源地域の森林について、水源かん養機能の高度発揮と土砂流出防止機能の向上等を図るため多様な森林整備を面的・総合的に推進	【共生林】 環境や景観保全とともに防災機能を持つ森林を整備	共生保安林整備事業	市街地周辺、自然環境が優れた地域において、森林の造成改良整備、荒廃山地の復旧整備等を行うことにより、森林による緑豊かな生活環境・自然環境の保全・創出を図る。	【共 通】 上の区分に関わらず災害発生に応じた事業、治山事業施行地の適正管理を実施	山地治山事業	荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防等により、山崩れ、土石流等の山地災害や洪水を防止軽減し、人家、道路・学校等公共施設、農地等を保護	保安林整備事業	被災保安林、劣悪保安林の復旧整備、機能低位な保安林の保育等により、水源かん養機能、土砂流出・崩壊防備機能等の保安林機能の回復、高度発揮	■基礎的自治体の広域化に伴い、具体の保安林指定区域は、その区域に含まれ、指定・解除権限から事業実施まで基礎的自治体による実施を検討
区 分	保 安 林 制 度（森林法第25条）		林地開発許可制度（森林法10条の2）																																					
趣 旨	○水源涵養、土砂崩壊防備等のため、大臣又は知事が指定する。 ○土地の形質変更や伐採の制限、伐採跡地への植栽義務が課される。		保安林以外の森林が持つ水源涵養機能等の保護																																					
指定・解除等	<u>流域保全保安林（第1項第1号～3号）</u> ①水源涵養保安林 ②土砂流出防備保安林 ③土砂崩壊保安林		知事がたてた「地域森林計画」対象民有林における土地の形質を変更する行為で、次の規模を超えるもの ①道路新設等 ～面積1ha超で、幅員3m超 ②その他の行為 ～面積1ha超																																					
	重要流域	その他の流域																																						
	大 臣	知事(法定受託)																																						
知事（自治事務）																																								
機能区分	主な事業名	事 業 内 容																																						
【水土保全】 水土保全機能の高い森林整備のため、荒廃林地の復旧や整備を図る。	水土保全治山事業	総合的な山地災害危険地対策を緊急に実施することにより、山崩れ、土石流、泥石流等の山地災害を未然に防止し、これらの災害から人家、公共施設等を保護																																						
	防災林造成事業	災害跡地等において防災林を造成することにより、なだれや土砂の流出を防止、軽減し、これらの災害から人家、道路・学校等の公共施設、農地等を保護																																						
	水源地域整備事業	重要な水源地域の森林について、水源かん養機能の高度発揮と土砂流出防止機能の向上等を図るため多様な森林整備を面的・総合的に推進																																						
【共生林】 環境や景観保全とともに防災機能を持つ森林を整備	共生保安林整備事業	市街地周辺、自然環境が優れた地域において、森林の造成改良整備、荒廃山地の復旧整備等を行うことにより、森林による緑豊かな生活環境・自然環境の保全・創出を図る。																																						
【共 通】 上の区分に関わらず災害発生に応じた事業、治山事業施行地の適正管理を実施	山地治山事業	荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防等により、山崩れ、土石流等の山地災害や洪水を防止軽減し、人家、道路・学校等公共施設、農地等を保護																																						
	保安林整備事業	被災保安林、劣悪保安林の復旧整備、機能低位な保安林の保育等により、水源かん養機能、土砂流出・崩壊防備機能等の保安林機能の回復、高度発揮																																						

分権改革推進に関する主要課題

【分野：土木建築部】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点																																																
15	土木建築部関係の基盤整備のあり方	■ 道路の種類 ○ 道路法上の道路とは、一般交通の用に供する道で、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道の4種類を指す。 都道府県道は、主要地方道と一般県道に分かれるが、主要地方道の定義は法律上は存在しない。主要地方道は1～2桁の路線番号、一般県道は3桁の路線番号がほとんどであるが、路線番号の振り方は都道府県によって違う。 ■ 道路の管理 ○ 県内の道路管理者は、次のとおり。 <table><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>路線の指定又は認定の権限</th><th>道路管理者</th><th>路線数</th><th>実延長(km)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">高速自動車国道</td><td>内 閣</td><td>日本道路公団</td><td>3</td><td>302</td></tr><tr><td rowspan="4">一般国道</td><td>本州四国連絡道路</td><td>内 閣</td><td>本 州 四 国 連 絡 橋 公 団</td><td rowspan="4">20</td><td rowspan="4">1,438</td></tr><tr><td>指定区間</td><td>内 閣</td><td>国土交通大臣</td></tr><tr><td>指定区間外(広島市区域外)</td><td>内 閣</td><td>県</td></tr><tr><td>指定区間外(広島市区域内)</td><td>内 閣</td><td>広 島 市</td></tr><tr><td rowspan="2">県道</td><td>広島市区域外</td><td>知 事</td><td>県</td><td rowspan="2">365</td><td rowspan="2">3,626</td></tr><tr><td>広島市区域内</td><td>知 事</td><td>広 島 市</td></tr><tr><td colspan="2">市町村道</td><td>市町村長</td><td>市 町 村</td><td>57,006</td><td>22,379</td></tr><tr><td colspan="4">合計</td><td>57,394</td><td>27,746</td></tr></tbody></table>	区 分		路線の指定又は認定の権限	道路管理者	路線数	実延長(km)	高速自動車国道		内 閣	日本道路公団	3	302	一般国道	本州四国連絡道路	内 閣	本 州 四 国 連 絡 橋 公 団	20	1,438	指定区間	内 閣	国土交通大臣	指定区間外(広島市区域外)	内 閣	県	指定区間外(広島市区域内)	内 閣	広 島 市	県道	広島市区域外	知 事	県	365	3,626	広島市区域内	知 事	広 島 市	市町村道		市町村長	市 町 村	57,006	22,379	合計				57,394	27,746	■ 道路の整備・管理 ○ 道路利用者及び地域住民の視点から、今後の整備のあり方を検討 ○ 円滑な交通、物流の効率化、ライフラインの安定確保の観点から、道路ネットワークの整備・管理のあり方について、国、県、基礎的自治体の役割分担を検討 ◎ 国が管理している一般国道のうち、県内完結道路（国道31号及び185号）については、県で管理できないか。 ◎ 県が管理している一般国道及び県道のうち、一つの基礎的自治体で完結する道路については、まちづくりの視点から、当該市町へ維持修繕や改良を含めて管理委託（将来的には市・町道への移譲）できないか。
区 分		路線の指定又は認定の権限	道路管理者	路線数	実延長(km)																																														
高速自動車国道		内 閣	日本道路公団	3	302																																														
一般国道	本州四国連絡道路	内 閣	本 州 四 国 連 絡 橋 公 団	20	1,438																																														
	指定区間	内 閣	国土交通大臣																																																
	指定区間外(広島市区域外)	内 閣	県																																																
	指定区間外(広島市区域内)	内 閣	広 島 市																																																
県道	広島市区域外	知 事	県	365	3,626																																														
	広島市区域内	知 事	広 島 市																																																
市町村道		市町村長	市 町 村	57,006	22,379																																														
合計				57,394	27,746																																														

分権改革推進に関する主要課題

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要				主 な 論 点																																										
15 続き	土木建築部関係 の基盤整備のあり方	■ 港湾の種類 ○ 港湾法による分類は次のとおり。 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>概 要</th><th>全国</th><th>うち 県内</th></tr></thead><tbody><tr><td>重 要 港 湾</td><td>国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の、国の利害に重大な関係を有する港湾で、政令で定めるもの。</td><td>106</td><td>3</td></tr><tr><td>特定重要港湾</td><td>重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で、政令で定めるもの。</td><td>22</td><td>1</td></tr><tr><td>地 方 港 湾</td><td>重要港湾以外の港湾をいう。</td><td>892</td><td>40</td></tr></tbody></table> ■ 港湾の管理 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>県管理</th><th>市町管理</th><th>計</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>特定重要港湾</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>広島港（平成4年昇格）</td></tr><tr><td>重 要 港 湾</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>尾道糸崎港，福山港，呉港</td></tr><tr><td>地 方 港 湾</td><td>26</td><td>14</td><td>40</td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>29</td><td>15</td><td>44</td><td></td></tr></tbody></table> ※ 県管理の全地方港湾の維持管理は、関係市町へ委託済				区 分	概 要	全国	うち 県内	重 要 港 湾	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の、国の利害に重大な関係を有する港湾で、政令で定めるもの。	106	3	特定重要港湾	重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で、政令で定めるもの。	22	1	地 方 港 湾	重要港湾以外の港湾をいう。	892	40	区 分	県管理	市町管理	計	備 考	特定重要港湾	1	0	1	広島港（平成4年昇格）	重 要 港 湾	2	1	3	尾道糸崎港，福山港，呉港	地 方 港 湾	26	14	40		合 計	29	15	44		■ 地方港湾の整備・管理 ○ 地域の交通やまちづくりの観点から、基礎的自治体の総合的な整備・管理への関与のあり方について検討 ◎ 市町村合併後、地方港湾のうち、受益範囲が当該自治体内に留まるものについては、当該自治体へ移管できないか。	
		区 分	概 要	全国	うち 県内																																											
重 要 港 湾	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の、国の利害に重大な関係を有する港湾で、政令で定めるもの。	106	3																																													
特定重要港湾	重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で、政令で定めるもの。	22	1																																													
地 方 港 湾	重要港湾以外の港湾をいう。	892	40																																													
区 分	県管理	市町管理	計	備 考																																												
特定重要港湾	1	0	1	広島港（平成4年昇格）																																												
重 要 港 湾	2	1	3	尾道糸崎港，福山港，呉港																																												
地 方 港 湾	26	14	40																																													
合 計	29	15	44																																													

分権改革推進に関する主要課題

【分野：土木建築部】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点																																																																																						
15 続き	土木建築部関係 の基盤整備のあり方	■ 河川の種類 ○ 河川法において河川とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含む。このほか、市長村長が指定し河川法上の二級河川に関する規定が準用される河川として、準用河川がある。これ以外の、河川法に基づいて指定されない河川（公共の水流、水面）を、一般的に普通河川と称している。 ○ 一つの水系に属する河川は、一級河川、二級河川のいずれか一つであって、一水系に一級河川、二級河川が同時に存することはない。準用河川は、いずれの水系の河川でも指定できる。 ■ 河川の管理 ○ 河川の管理は、原則として一級河川は国土交通大臣、二級河川は都道府県知事が行う。準用河川の管理は市町村長が行う。普通河川の管理は、本県においては普通河川等保全条例により、一部を除いて市町村長に委任している。 <table><tr><th>区 分</th><th>指定権者</th><th>管理者</th><th>河川数</th><th>流路延長 (km)</th></tr><tr><td>一級河川（指定区間外）</td><td>国土交通大臣</td><td>国土交通大臣</td><td rowspan="2">368</td><td rowspan="2">2,443</td></tr><tr><td>一級河川（指定区間）</td><td>国土交通大臣</td><td>知事</td></tr><tr><td>二級河川</td><td>知事</td><td>知事</td><td>137</td><td>634</td></tr><tr><td>準用河川</td><td>市町村長</td><td>市町村</td><td>195</td><td>182</td></tr><tr><td>普通河川</td><td></td><td>市町村</td><td></td><td></td></tr></table> ■ 砂防指定地等の管理 ○ 区域の管理区分 <table><tr><th>区 分</th><th>指定権者</th><th>管理者</th></tr><tr><td>砂防指定地</td><td>国土交通大臣</td><td>知 事</td></tr><tr><td>地すべり防止区域</td><td>国土交通大臣</td><td>知 事</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊危険区域</td><td>知 事</td><td>知 事</td></tr><tr><td>土砂災害警戒区域</td><td rowspan="2">知 事</td><td rowspan="2">知 事</td></tr><tr><td>土砂災害特別警戒区域</td></tr></table> ○ 全国土砂災害危険箇所数（平成5年調査） <table><tr><th>順位</th><th colspan="2">土石流危険渓流</th><th colspan="2">地すべり危険箇所</th><th colspan="2">急傾斜地崩壊危険箇所</th></tr><tr><td>1</td><td>広 島 県</td><td>4,930</td><td>長 野 県</td><td>1,241</td><td>広 島 県</td><td>5,960</td></tr><tr><td>2</td><td>兵 庫 県</td><td>3,784</td><td>長 崎 県</td><td>1,169</td><td>長 崎 県</td><td>4,844</td></tr><tr><td>3</td><td>長 野 県</td><td>3,403</td><td>新 潟 県</td><td>860</td><td>高 知 県</td><td>3,723</td></tr><tr><td>40</td><td></td><td></td><td>広 島 県</td><td>80</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">全 国 計</td><td>79,318</td><td></td><td>11,288</td><td></td><td>86,651</td></tr></table>	区 分	指定権者	管理者	河川数	流路延長 (km)	一級河川（指定区間外）	国土交通大臣	国土交通大臣	368	2,443	一級河川（指定区間）	国土交通大臣	知事	二級河川	知事	知事	137	634	準用河川	市町村長	市町村	195	182	普通河川		市町村			区 分	指定権者	管理者	砂防指定地	国土交通大臣	知 事	地すべり防止区域	国土交通大臣	知 事	急傾斜地崩壊危険区域	知 事	知 事	土砂災害警戒区域	知 事	知 事	土砂災害特別警戒区域	順位	土石流危険渓流		地すべり危険箇所		急傾斜地崩壊危険箇所		1	広 島 県	4,930	長 野 県	1,241	広 島 県	5,960	2	兵 庫 県	3,784	長 崎 県	1,169	長 崎 県	4,844	3	長 野 県	3,403	新 潟 県	860	高 知 県	3,723	40			広 島 県	80			全 国 計		79,318		11,288		86,651	■ 河川、砂防等の整備・管理 ○ 安全な生活を確保する観点から、河川、海岸、土砂災害防止等の整備・管理のあり方について、国、県、基礎的自治体の役割分担を検討 ◎ 国管理の一級河川を県で管理できないか。 ◎ 県管理の一級河川及び二級河川の管理について、改修工事を含めて基礎的自治体で実施できないか。 ◎ 砂防、地すべり、急傾斜地の整備・管理について、まちづくりと防災対策の一体性の観点から、基礎的自治体で実施できないか。
区 分	指定権者	管理者	河川数	流路延長 (km)																																																																																					
一級河川（指定区間外）	国土交通大臣	国土交通大臣	368	2,443																																																																																					
一級河川（指定区間）	国土交通大臣	知事																																																																																							
二級河川	知事	知事	137	634																																																																																					
準用河川	市町村長	市町村	195	182																																																																																					
普通河川		市町村																																																																																							
区 分	指定権者	管理者																																																																																							
砂防指定地	国土交通大臣	知 事																																																																																							
地すべり防止区域	国土交通大臣	知 事																																																																																							
急傾斜地崩壊危険区域	知 事	知 事																																																																																							
土砂災害警戒区域	知 事	知 事																																																																																							
土砂災害特別警戒区域																																																																																									
順位	土石流危険渓流		地すべり危険箇所		急傾斜地崩壊危険箇所																																																																																				
1	広 島 県	4,930	長 野 県	1,241	広 島 県	5,960																																																																																			
2	兵 庫 県	3,784	長 崎 県	1,169	長 崎 県	4,844																																																																																			
3	長 野 県	3,403	新 潟 県	860	高 知 県	3,723																																																																																			
40			広 島 県	80																																																																																					
全 国 計		79,318		11,288		86,651																																																																																			

分権改革推進に関する主要課題

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点
16	都市・建築行政のあり方	■ 都市計画 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設及び市街地開発事業等に関する計画。一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を、各都道府県が都市計画区域に指定する（県内 27 区域）。 マスタープラン (都道府県策定) 整備、開発及び保全の方針 (市町村策定) 都市計画に関する基本的な方針 土地利用 区域区分 市街化区域と市街化調整区域の線引き 地域地区 ・用途地域(12 種類) ・その他の地域地区 促進区域など 都市施設 都市計画によって作られる各種公共施設 市街地開発事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 など 地区計画等 比較的小規模な地区を単位に、きめ細かく定める計画 ■ 許認可事務 ○ 開発行為の許可、宅地造成事務、建築確認等の許認可のうち、地域の自主性を尊重したまちづくりを進める上で、基礎的自治体への移譲が必要な事務権限について検討。 ■ 県営住宅 ○ 既存の県営住宅については、民間委託を含めて管理のあり方を検討 ○ 新たな公営住宅の建設については、地域の自主性の観点から、県の関与のあり方を検討 ■ 都市公園 ○ 地域の主体的な管理運営のあり方を検討	

分権改革推進に関する主要課題

【分野：教育】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要			主 な 論 点																																				
17	義務教育の在り方	<table><thead><tr><th></th><th>学級編制</th><th>教職員定数</th><th>義務教育費国庫負担</th></tr></thead><tbody><tr><td>国</td><td>学級編成の標準を定める (単式学級 40 人)</td><td>各都道府県ごとの総数 について標準を定める</td><td>標準学級 (40 人) に基 づき算定される教職員 数に係る給与費の 1/2 を負担</td></tr><tr><td>県</td><td>標準に基づき学級編制 の基準を定める 都道府県教育委員会の 判断により、国の標準を 下回る基準を定めること は可能 (例：30 人学級など)</td><td>国の定める数を標準とし て都道府県内の総数及び 市町村別、学校種類別の 定数を定める。</td><td>市町村立小中学校等の教 職員の給与費を負担 (国が負担する 1/2 を 除いた部分)</td></tr><tr><td>市町村</td><td>都道府県教育委員会の 定める基準に従い学級 編制を実施</td><td>市町村別、学校種類別の 定数に対し意見を述べ る。</td><td>※給与負担は政令指定 都市分も都道府県が 負担 ※政令指定都市以外の 教職員の任命権は都 道府県が有する。</td></tr></tbody></table> 事前協議 同意 県内の小中学校の状況 (15 年度) <table><thead><tr><th>区 分</th><th>児童生徒数</th><th>教職員数</th><th>学校数</th><th>うち 5 学級以下 の小規模校</th></tr></thead><tbody><tr><td>小学校</td><td>164,507 人</td><td>10,680 人</td><td>602 校</td><td>139 校</td></tr><tr><td>中学校</td><td>77,032 人</td><td>5,580 人</td><td>253 校</td><td>77 校</td></tr><tr><td>計</td><td>241,539 人</td><td>16,260 人</td><td>855 校</td><td>216 校</td></tr></tbody></table> ※小学校の場合複 式学級を含むこと になる。				学級編制	教職員定数	義務教育費国庫負担	国	学級編成の標準を定める (単式学級 40 人)	各都道府県ごとの総数 について標準を定める	標準学級 (40 人) に基 づき算定される教職員 数に係る給与費の 1/2 を負担	県	標準に基づき学級編制 の基準を定める 都道府県教育委員会の 判断により、国の標準を 下回る基準を定めること は可能 (例：30 人学級など)	国の定める数を標準とし て都道府県内の総数及び 市町村別、学校種類別の 定数を定める。	市町村立小中学校等の教 職員の給与費を負担 (国が負担する 1/2 を 除いた部分)	市町村	都道府県教育委員会の 定める基準に従い学級 編制を実施	市町村別、学校種類別の 定数に対し意見を述べ る。	※給与負担は政令指定 都市分も都道府県が 負担 ※政令指定都市以外の 教職員の任命権は都 道府県が有する。	区 分	児童生徒数	教職員数	学校数	うち 5 学級以下 の小規模校	小学校	164,507 人	10,680 人	602 校	139 校	中学校	77,032 人	5,580 人	253 校	77 校	計	241,539 人	16,260 人	855 校	216 校	■公立の小中学校については、市町村に設置義務があり管理運営を行っているが、学級編制はいわゆる「標準法」に基づき、全国一律に定められるとともに、この基準によって配置した教職員の給与費は県が支出し、その一部を国が負担する制度（義務教育費国庫負担金）になっている。 この制度によって、国民誰もが全国どこでも基礎的な資質を培うための義務教育を受けることが可能となっているが、設置管理者と費用負担者が一致していないことも一因となって、小規模校の統廃合が進まず、教育内容面の課題や非効率な学校運営が継続されているケースがある。さらに、少人数指導など地方の主体性に基づいて実施するための条件整備を進める上で、義務教育に要する経費の負担の在り方と本県が多く抱える小規模校の問題を併せて検討する必要がある。
	学級編制	教職員定数	義務教育費国庫負担																																						
国	学級編成の標準を定める (単式学級 40 人)	各都道府県ごとの総数 について標準を定める	標準学級 (40 人) に基 づき算定される教職員 数に係る給与費の 1/2 を負担																																						
県	標準に基づき学級編制 の基準を定める 都道府県教育委員会の 判断により、国の標準を 下回る基準を定めること は可能 (例：30 人学級など)	国の定める数を標準とし て都道府県内の総数及び 市町村別、学校種類別の 定数を定める。	市町村立小中学校等の教 職員の給与費を負担 (国が負担する 1/2 を 除いた部分)																																						
市町村	都道府県教育委員会の 定める基準に従い学級 編制を実施	市町村別、学校種類別の 定数に対し意見を述べ る。	※給与負担は政令指定 都市分も都道府県が 負担 ※政令指定都市以外の 教職員の任命権は都 道府県が有する。																																						
区 分	児童生徒数	教職員数	学校数	うち 5 学級以下 の小規模校																																					
小学校	164,507 人	10,680 人	602 校	139 校																																					
中学校	77,032 人	5,580 人	253 校	77 校																																					
計	241,539 人	16,260 人	855 校	216 校																																					

分 権 改 革 推 進 に 関 す る 主 要 課 題

【分野：教育】

No	主要課題	事 務 事 業 の 概 要	主 な 論 点																
18	生涯学習における県教育委員会の役割の整理	■生涯学習行政とは 人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択しできる生涯学習社会の実現のため、学校教育、社会教育、スポーツ、文化活動などを包括して多用な学習機会を総合的に振興していくこと ■生涯学習審議会 法により、生涯学習施策の総合的な推進及びスポーツ振興に関する重要事項を調査審議するため置くことができるとされている。(全国37都道府県が設置) ■生涯学習・社会教育に関する県教育委員会の施策 <table><tr><th colspan="2">豊かな心をはぐくむ教育の推進</th></tr><tr><td>・子育て学習の全県展開 ・子どもの読書活動推進事業 ・家庭教育推進事業</td><td>子育ての時期に応じた子育て講座の市町村助成 自主的な読書活動のためのフォーラム開催 家庭教育フォーラムの開催、子育て交流事業の市町村助成等</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">生涯学習を推進するシステムづくり</th></tr><tr><td>・生涯学習情報提供事業 ・図書館蔵書情報の提供事業 ・広島県学習機会提供事業 ・社会教育施設の運営 ・子ども放送局受信設備整備事業</td><td>「ひろしままなびネット」ホームページの運用等 蔵書情報サービス「来いぶらりネット」の運用等 大学連携講座、高等教育機関連携公開講座の運営 県立図書館、県立生涯学習センターの運営等 子ども放送局の受信設備の設置補助</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">生涯学習を支援する人づくり</th></tr><tr><td>・生涯学習指導者養成事業 ・NPOとの連携学習活動支援事業 ・社会教育関係団体事業助成</td><td>社会教育活動者等を対象とする指導者研修の実施 行政とNPOが連携し課題解決に取り組む市町村事業への助成 社会教育関係団体が実施する事業に対する助成</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">子どもたちの体験活動の充実</th></tr><tr><td>・子どもの体験活動・奉仕活動推進事業 ・青少年教育施設再編整備事業</td><td>体験活動・ボランティア活動支援センターの設置等 行政評価手法の導入、民間活力の導入</td></tr></table>	豊かな心をはぐくむ教育の推進		・子育て学習の全県展開 ・子どもの読書活動推進事業 ・家庭教育推進事業	子育ての時期に応じた子育て講座の市町村助成 自主的な読書活動のためのフォーラム開催 家庭教育フォーラムの開催、子育て交流事業の市町村助成等	生涯学習を推進するシステムづくり		・生涯学習情報提供事業 ・図書館蔵書情報の提供事業 ・広島県学習機会提供事業 ・社会教育施設の運営 ・子ども放送局受信設備整備事業	「ひろしままなびネット」ホームページの運用等 蔵書情報サービス「来いぶらりネット」の運用等 大学連携講座、高等教育機関連携公開講座の運営 県立図書館、県立生涯学習センターの運営等 子ども放送局の受信設備の設置補助	生涯学習を支援する人づくり		・生涯学習指導者養成事業 ・NPOとの連携学習活動支援事業 ・社会教育関係団体事業助成	社会教育活動者等を対象とする指導者研修の実施 行政とNPOが連携し課題解決に取り組む市町村事業への助成 社会教育関係団体が実施する事業に対する助成	子どもたちの体験活動の充実		・子どもの体験活動・奉仕活動推進事業 ・青少年教育施設再編整備事業	体験活動・ボランティア活動支援センターの設置等 行政評価手法の導入、民間活力の導入	■生涯学習については、地域の個性を生かすために、基礎的自治体や民間の自主的・主体的取組みにより行われるよう、県立の社会教育施設のあり方も含め、県の関与のあり方を検討。
豊かな心をはぐくむ教育の推進																			
・子育て学習の全県展開 ・子どもの読書活動推進事業 ・家庭教育推進事業	子育ての時期に応じた子育て講座の市町村助成 自主的な読書活動のためのフォーラム開催 家庭教育フォーラムの開催、子育て交流事業の市町村助成等																		
生涯学習を推進するシステムづくり																			
・生涯学習情報提供事業 ・図書館蔵書情報の提供事業 ・広島県学習機会提供事業 ・社会教育施設の運営 ・子ども放送局受信設備整備事業	「ひろしままなびネット」ホームページの運用等 蔵書情報サービス「来いぶらりネット」の運用等 大学連携講座、高等教育機関連携公開講座の運営 県立図書館、県立生涯学習センターの運営等 子ども放送局の受信設備の設置補助																		
生涯学習を支援する人づくり																			
・生涯学習指導者養成事業 ・NPOとの連携学習活動支援事業 ・社会教育関係団体事業助成	社会教育活動者等を対象とする指導者研修の実施 行政とNPOが連携し課題解決に取り組む市町村事業への助成 社会教育関係団体が実施する事業に対する助成																		
子どもたちの体験活動の充実																			
・子どもの体験活動・奉仕活動推進事業 ・青少年教育施設再編整備事業	体験活動・ボランティア活動支援センターの設置等 行政評価手法の導入、民間活力の導入																		

分権改革推進に係る主要論点

主 要 論 点	概 要	論 点 の 内 容																																																																																																																																																														
地域事務所のあり方	1 地域事務所の設置 地域の実情や市町村の意向などを踏まえた圏域ごとの地域発展プランの調整・推進などを通じて、地域の特性を活かした地域振興施策を総合的に展開するため、主要な地方機関である県税事務所、福祉保健センター・保健所、農林事務所、土木（建築）事務所を統合し、県内7か所の地域事務所として再編した。（平成13年4月実施） 【再 編 前】 【再 編 後】 （農改Cの地域営農指導を実施 家畜保健衛生所業務を機能統合）	■地域事務所の機能等の見直し 17年4月には、市町村数は合併前の86から30程度へ再編されるなど、市町村合併が急速に進展しており、広域化の推進といった設置目的はほぼ達成しているのではないかと考えられるが、合併後の新たな市町村体制や交通・情報通信網の整備状況など県を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合行政機能のあり方など、新たな地域事務所の機能、設置形態等について検討 ■地域事務所の事務・権限等の見直し 地域事務所の事務について、住民の利便性の向上、簡素・効率化といった観点から、事務・権限やその執行方法の抜本的な見直しについて検討																																																																																																																																																														
<参 考> ◆部局別及び本庁・地方機関別の職員数（知事部局） （大学を除く） <table> <tr> <th rowspan="3"></th><th colspan="2" rowspan="3">職員数等</th><th rowspan="3">本 庁</th><th colspan="2">内 訳</th><th rowspan="3">（参考） その他の 地方機関</th></tr> <tr> <th colspan="3">地方機関</th></tr> <tr> <th>地域事務所</th><th>その他</th></tr> <tr> <td>出納長室</td><td>59</td><td>1.0%</td><td>59</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>総務企画部</td><td>1,003</td><td>17.0%</td><td>331</td><td>総 264 税 348</td><td>9.4% 12.3%</td><td>60</td></tr> <tr> <td>地域振興部</td><td>183</td><td>3.1%</td><td>183</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>環境生活部</td><td>226</td><td>3.8%</td><td>216</td><td>—</td><td>—</td><td>10</td></tr> <tr> <td>福祉保健部</td><td>1,029</td><td>17.4%</td><td>315</td><td>厚 478</td><td>17.0%</td><td>236</td></tr> <tr> <td>商工労働部</td><td>453</td><td>7.6%</td><td>205</td><td>6</td><td>0.2%</td><td>242</td></tr> <tr> <td>農林水産部</td><td>1,435</td><td>24.3%</td><td>280</td><td>農 797</td><td>28.3%</td><td>358</td></tr> <tr> <td>土木建築部</td><td>1,526</td><td>25.8%</td><td>535</td><td>建 924</td><td>32.8%</td><td>67</td></tr> <tr> <td>知事部局計</td><td>5,914</td><td>100.0%</td><td>2,124</td><td>2,817</td><td>100.0%</td><td>973</td></tr> <tr> <td></td><td>100%</td><td></td><td>35.9%</td><td>47.6%</td><td></td><td>16.5%</td></tr> </table> ◆地域事務所ごとの職員数 <table> <tr> <th rowspan="2">地域事務所名</th><th rowspan="2">職員数</th><th colspan="6">（内 訳）</th></tr> <tr> <th>総</th><th>税</th><th>厚</th><th>商</th><th>農</th><th>建</th></tr> <tr> <td>広島地域事務所</td><td>542</td><td>39</td><td>150</td><td>96</td><td></td><td>80</td><td>177</td></tr> <tr> <td>呉地域事務所</td><td>334</td><td>33</td><td>33</td><td>66</td><td></td><td>94</td><td>108</td></tr> <tr> <td>芸北地域事務所</td><td>334</td><td>33</td><td>38</td><td>49</td><td></td><td>115</td><td>99</td></tr> <tr> <td>東広島地域事務所</td><td>367</td><td>36</td><td>26</td><td>60</td><td></td><td>101</td><td>144</td></tr> <tr> <td>尾三地域事務所</td><td>362</td><td>41</td><td>26</td><td>74</td><td></td><td>122</td><td>99</td></tr> <tr> <td>福山地域事務所</td><td>392</td><td>36</td><td>56</td><td>72</td><td>6</td><td>104</td><td>118</td></tr> <tr> <td>備北地域事務所</td><td>486</td><td>46</td><td>19</td><td>61</td><td></td><td>181</td><td>179</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>2,817</td><td>264</td><td>348</td><td>478</td><td>6</td><td>797</td><td>924</td></tr> </table>		職員数等		本 庁	内 訳		（参考） その他の 地方機関	地方機関			地域事務所	その他	出納長室	59	1.0%	59	—	—	—	総務企画部	1,003	17.0%	331	総 264 税 348	9.4% 12.3%	60	地域振興部	183	3.1%	183	—	—	—	環境生活部	226	3.8%	216	—	—	10	福祉保健部	1,029	17.4%	315	厚 478	17.0%	236	商工労働部	453	7.6%	205	6	0.2%	242	農林水産部	1,435	24.3%	280	農 797	28.3%	358	土木建築部	1,526	25.8%	535	建 924	32.8%	67	知事部局計	5,914	100.0%	2,124	2,817	100.0%	973		100%		35.9%	47.6%		16.5%	地域事務所名	職員数	（内 訳）						総	税	厚	商	農	建	広島地域事務所	542	39	150	96		80	177	呉地域事務所	334	33	33	66		94	108	芸北地域事務所	334	33	38	49		115	99	東広島地域事務所	367	36	26	60		101	144	尾三地域事務所	362	41	26	74		122	99	福山地域事務所	392	36	56	72	6	104	118	備北地域事務所	486	46	19	61		181	179	合 計	2,817	264	348	478	6	797	924
					職員数等			本 庁	内 訳		（参考） その他の 地方機関																																																																																																																																																					
									地方機関																																																																																																																																																							
	地域事務所	その他																																																																																																																																																														
出納長室	59	1.0%	59	—	—	—																																																																																																																																																										
総務企画部	1,003	17.0%	331	総 264 税 348	9.4% 12.3%	60																																																																																																																																																										
地域振興部	183	3.1%	183	—	—	—																																																																																																																																																										
環境生活部	226	3.8%	216	—	—	10																																																																																																																																																										
福祉保健部	1,029	17.4%	315	厚 478	17.0%	236																																																																																																																																																										
商工労働部	453	7.6%	205	6	0.2%	242																																																																																																																																																										
農林水産部	1,435	24.3%	280	農 797	28.3%	358																																																																																																																																																										
土木建築部	1,526	25.8%	535	建 924	32.8%	67																																																																																																																																																										
知事部局計	5,914	100.0%	2,124	2,817	100.0%	973																																																																																																																																																										
	100%		35.9%	47.6%		16.5%																																																																																																																																																										
地域事務所名	職員数	（内 訳）																																																																																																																																																														
		総	税	厚	商	農	建																																																																																																																																																									
広島地域事務所	542	39	150	96		80	177																																																																																																																																																									
呉地域事務所	334	33	33	66		94	108																																																																																																																																																									
芸北地域事務所	334	33	38	49		115	99																																																																																																																																																									
東広島地域事務所	367	36	26	60		101	144																																																																																																																																																									
尾三地域事務所	362	41	26	74		122	99																																																																																																																																																									
福山地域事務所	392	36	56	72	6	104	118																																																																																																																																																									
備北地域事務所	486	46	19	61		181	179																																																																																																																																																									
合 計	2,817	264	348	478	6	797	924																																																																																																																																																									

分権改革推進に係る主要論点

主要論点	概 要	論 点 の 内 容
	2 地域事務所の主な設置目的 (1) 圏域内の総合行政の展開 各種行政分野に係る所管区域の整合性が確保された単一の事務所により、地域の特性を活かした地域振興施策を総合的に展開する。 (2) 市町村行政の広域化の推進 広域行政圏と所管区域の整合が図られた地域事務所により、管内市町村の広域行政への取組みを支援する。 3 設置後の状況変化 (1) 合併の進展による市町の広域化 平成17年3月末の市町村合併特例法の期限に向けて、県内市町村の再編が進んでおり、市町村数は合併前の86から30程度と大幅に減少することが見込まれる。一方、市町村合併に伴い、今後、基礎自治体の規模・能力は拡大していくと考えられる。 (2) 市町への事務・権限移譲の推進等による業務量の減少 合併後の市町に対し、法制上当然移管される権限以外にも、県と市町村が分担すべき役割に応じた事務事業の移譲等による業務量が減少し、市町村との連絡調整事務についても減少が見込まれる。 <参 考> ◆地域事務所が担っている主な機能 ・住民に対するサービス提供機能 ～ 農業改良普及、保健師による家庭訪問相談等 ・民間事業者等に対する許認可機能 ～ 食品営業の許認可、一般廃棄物処理施設の設置許可等 ・市町村に対する調整機能 ・公共事業等の事業執行機能 ～ 道路・河川等の整備、農業農村基盤整備等 ・県税等の賦課・徴収機能 ◆行政システム改革推進計画（平成12年3月）の地域事務所の在り方に関する部分（抜粋） 「地域の実情や市町村の意向などを踏まえた圏域ごとの発展プランの調整・推進などを通じて、地域の特性を活かした地域振興施策を総合的に展開するため、主要な地方機関である県税事務所、福祉保健センター・保健所、農林事務所、土木（建築）事務所を統合し、県内7か所の地域事務所として再編する。（平成13年4月実施） （ 省 略 ） なお、<u>地域事務所については、今後の市町村の広域化の動向や交通・通信網の整備状況などを踏まえ、広島地域、備後地域、備北地域、中央地域の県内4ブロックを視野に入れた在り方についても検討する。</u>」	

広島県財政の現状と今後の財政収支見通しについて

1. 本県の財政状況

長引く景気の低迷などにより、歳入と歳出のギャップにあたる財源不足額は、毎年度400億円前後発生しており、本県財政は、今、極めて危機的な状況に直面しています。また、財政指標となる経常収支比率や公債費に関する指標も悪化しており、財政の硬直化が一段と進んでいます。(図1及び2参照)

歳入

- 県税収入は、景気低迷、恒久的減税の実施等により、平成15年度当初予算では、2,609億円まで低下し、ピーク時の平成3年度に比べ、695億円、21%も大幅に減少しています。
- 県の事業に充てる資金の借入にあたる県債は、数次にわたる経済対策や財源不足額の補てんなどのため、大量に発行した結果、県債残高は、平成15年度末には、1兆6,074億円(歳出の1.5倍)に達することになります。
- 県の貯金にあたる基金残高は、平成3年度の1,932億円を最高に、毎年度の取崩しにより、平成15年度当初予算編成後では、20億円に減少しています。

歳出

- 道路などの公共施設の建設にあたる普通建設事業費は、平成4年度から12年度までの間、経済対策やアジア競技大会、国体に向けた社会基盤の整備などにより、3,000億円を上回る規模で推移してきました。これらにより、大量発行した県債の返済にあたる公債費は、急激に増加し、平成15年度当初予算では、1,406億円となり、平成3年度に比べ、764億円(2.2倍)増加しています。

2. これまでの財政健全化への取組み

本県では、平成9年に「財政健全化計画」、平成12年に「中期財政運営方針」を策定し、他都道府県に先駆けて行財政改革に取り組み、歳出は、中期財政収支見通し(H11推計)に比べ、約1,230億円を超える縮減を行いました。

歳入は県税収入の予想以上の落ち込みなどで約990億円減少し、その結果、財源不足額は、659億円から240億円圧縮され、419億円となりましたが、まだ大幅な財源不足があります。(図3参照)

財政健全化の取組み

- 人件費は、職員削減、昇給期間の延長措置など給与制度の見直しなどにより、340億円減少しました。
- 投資的経費は、実施事業の厳選と重点化、単独公共事業の段階的縮減、国の方針による補助公共事業の縮減などにより、540億円減少しました。
- 内部管理経費、扶助費・補助費などその他の経費についても、選択と集中による施策の再構築や徹底した見直しを行いました
- 歳入についても、県税の確保(県民法人税超過課税などの税源確保、収入未済額の縮減等)などに努めました。

※ 数値は、「中期財政運営方針(H12)」における中期財政収支見通し(H11推計)との比較

3. 今後の財政収支見通し

こうした状況の中で、一定条件※1で今後の財政収支見通しを行った結果、今後の財源不足額は、概ね500～700億円に達する見込みです。

これに加え、現在具体的な内容が検討されている三位一体改革による影響が懸念されます。

中期的な財政収支見通し

(単位:億円)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歳入	10,168	10,127	10,153	10,032	10,071	10,091
歳出	10,587	10,598	10,665	10,643	10,766	10,806
財源不足額	△419	△471	△512	△611	△695	△715

※1条件:①名目経済成長率0.0% ②現行の地方財政制度を前提 ③人件費は現在の職員削減計画を反映

④投資的経費:補助事業～H16は対前年度△3.0%としH17以降同額、大規模事業～所要額を積上げ、単独事業等～H15同額

- 歳入は、全体では、20年度は15年度に比べ、約80億円減少する見込みです。
- 歳出は、人件費のうち退職手当、公債費が大幅に増加します。投資的経費は減少しますが、高齢化に伴う社会保障関連費などが増加します。全体では、20年度は15年度に比べ約220億円増加する見込みです。
- 財源不足額は、歳入の減少、歳出の増加により拡大し、20年度は、15年度に比べ約300億円増になる見込みです。

4. 拡大する財源不足への対応

これまで、財源不足額を財源調整的基金の取崩しと財政健全化債※2の発行により補てんし、何とか当初予算を編成してきました。

しかし、補てん財源である基金の残高は大幅に減少しており、財政健全化債を発行限度額一杯まで発行したとしても、拡大する財源不足をカバーすることは困難な状況にあります。

このままでは、当初予算が編成できなくなることや、財政再建準用団体に転落してしまう恐れがあり、こうしたことは何としても回避しなければなりません。

このため、現在、新たな中期財政運営方針の策定を行っておりますが、既存の施策全般にわたる徹底した厳しい見直し、歳出の大幅な削減・抑制など大胆かつ抜本的な財政構造改革を行っていかねばなりません。

財政再建準用団体への転落

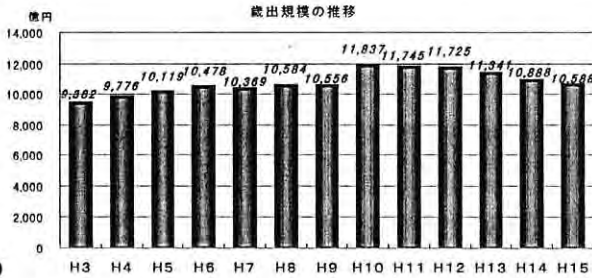
- 本県の場合、財源補てんができず、赤字が約250億円(標準財政規模の5%)になると財政再建準用団体に転落します。
- 財政再建準用団体になると、事実上、予算編成や執行が国の管理下に置かれ、国の基準を超える事業や県が独自に実施している事業などについて、縮小または廃止など極めて厳しい措置を講じなければならなくなり、県民生活への深刻な影響が懸念されます。

※2 財政健全化債:自主的な行財政改革で財政健全化を図る場合、その健全化による削減額の範囲内で特別に許可される起債です。しかし、この県債については、交付税などの財源措置は全く無く、負担を後年度に先送りするものであり、公債費の増加要因となります。

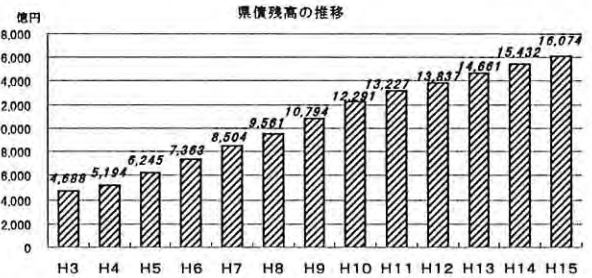
広島県の財政状況と財政構造

図 1

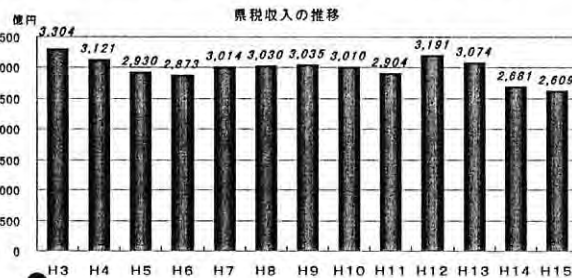
◆歳出規模 ～ H10をピークに、歳出抑制により減少傾向
③(経済対策前)9,382億円 ⇒ ⑤(ピーク)11,837億円



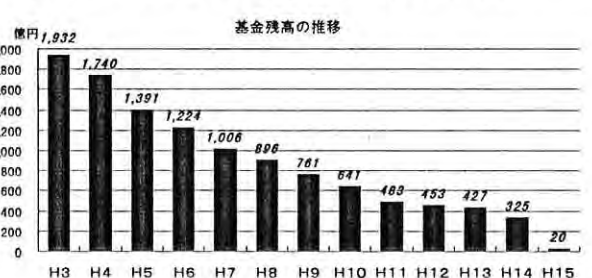
◆県債残高 ～ 経済対策、財源補てんのための大量発行により急増
③(経済対策前)4,688億円 ⇒ ⑤16,074億円 (+11,386億円 3.4倍)



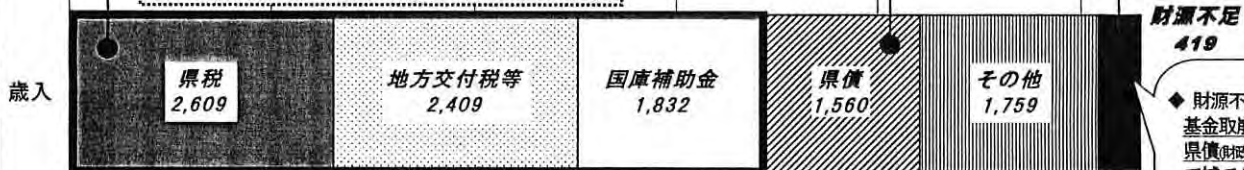
◆県税 ～ 景気の低迷等により、法人2税を中心に減少
③(ピーク)3,304億円 ⇒ ⑤2,609億円 (▲695億円 ▲21%)



◆基金残高 ～ 財源補てんにより、自由に使える貯金である基金は減少
③(ピーク)1,932億円 ⇒ ⑤予算編成時20億円 (1/100)



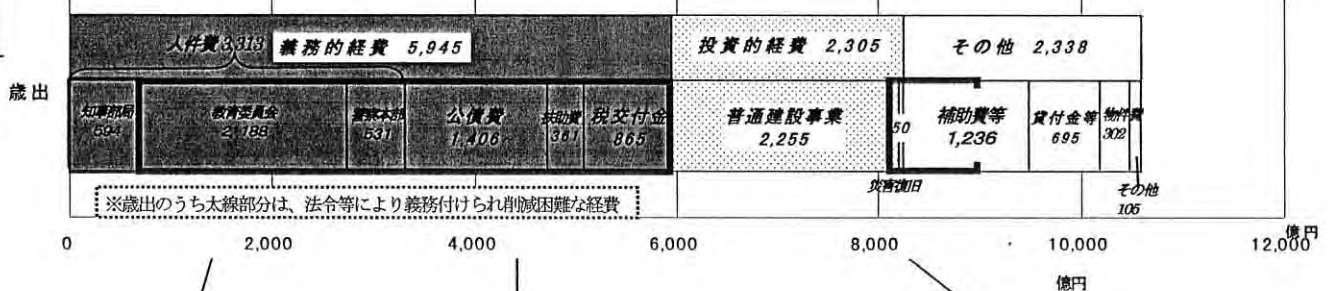
※歳入のうち太線部分は、三位一体改革で検討されている収入



財源不足
419

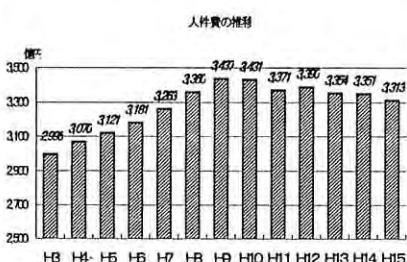
◆財源不足額は、基金取崩し 305億円
県債(財源補てん)114億円で補てん。
⇒ 基金残高の減少、県債の発行限度により、今後の財源対策が課題

平成15年度当初予算 1兆588億円

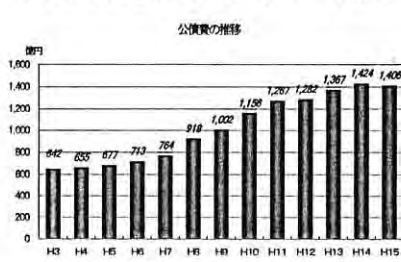


※歳出のうち太線部分は、法令等により義務付けられ削減困難な経費

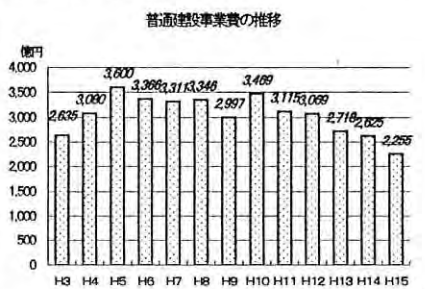
◆人件費
職員数の削減等を行っているものの、退職手当の増加により、大幅な削減効果は出ていない。



◆公債費
義務的経費のうち過去の借入金返済である公債費の急激な増加
③642億円⇒⑤1,406億円 (+764億円 22倍)



◆普通建設事業費
H4からH12まで、経済対策等により3,000億円を上回る規模で推移



広島県の財政指標

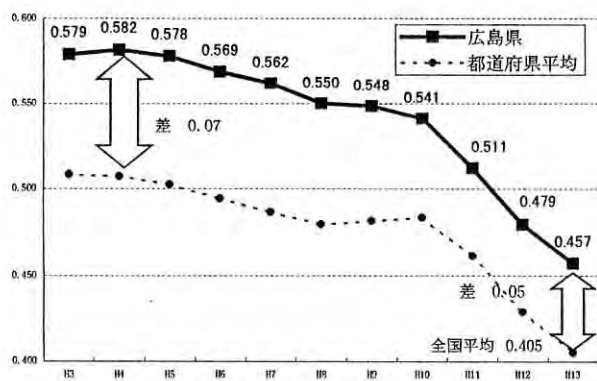
図 2

本県の財政状況は、長引く景気の低迷等により、極めて厳しい状況となっており、財政運営のバロメータである各種財政指標が悪化しています。

財政力指数

基本的な財政需要に対する収入の割合で、団体の財政力の強弱を示す指標です。指数が高いほど自ら調達できる財源が多く、財政の自主性、自由度が高くなります。

- 全国的に低下傾向ですが、広島県はさらに低下が著しく、指標が悪化しています。
(H13 決算では、高い方から全国 14 位)

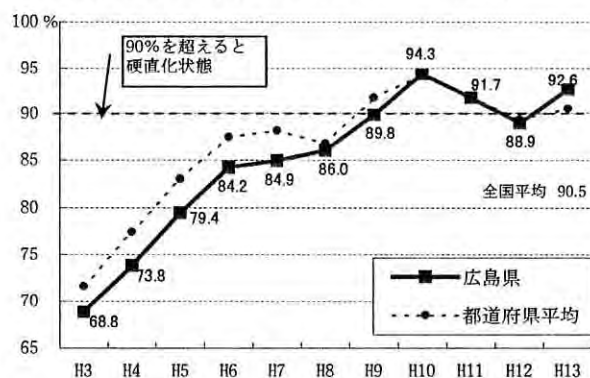


経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する代表的な指標です。

人件費や公債費など義務的なものに充てる一般財源が、県税や地方交付税などの固定的に入る収入に占める割合のことです。数値が低いほど弾力的で自由に使える財源があることになります。

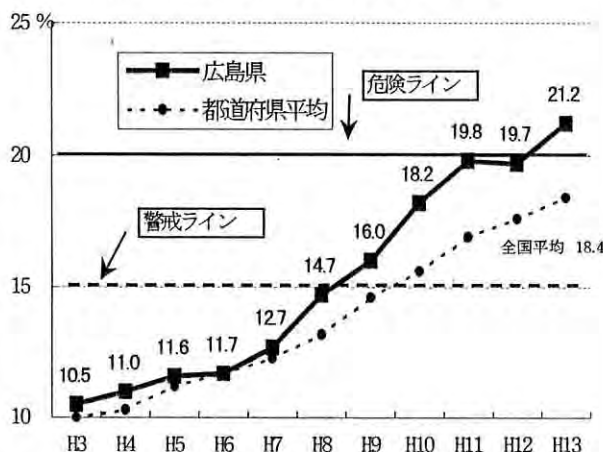
- 広島県は、H9 までは全国平均に比べ低い割合でしたが、H10 以降、平均以上となっています。
(H13 決算では、悪い方から全国 8 位)



公債費負担比率

県が自由に用途を決められる一般財源のうち、どの程度が過去の借金の償還（公債費）に回されているかを示す指数です。一般的に 15% が警戒ライン、20% が危険ラインとされています。

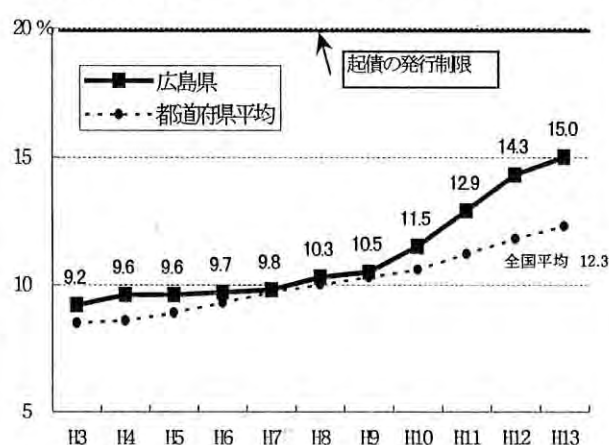
- 近年では、長引く不況により全国的に上昇していますが、広島県は、H8 から急速に上昇し、H13 に危険ラインを超えました。
(H13 決算では、悪い方から全国 18 位)



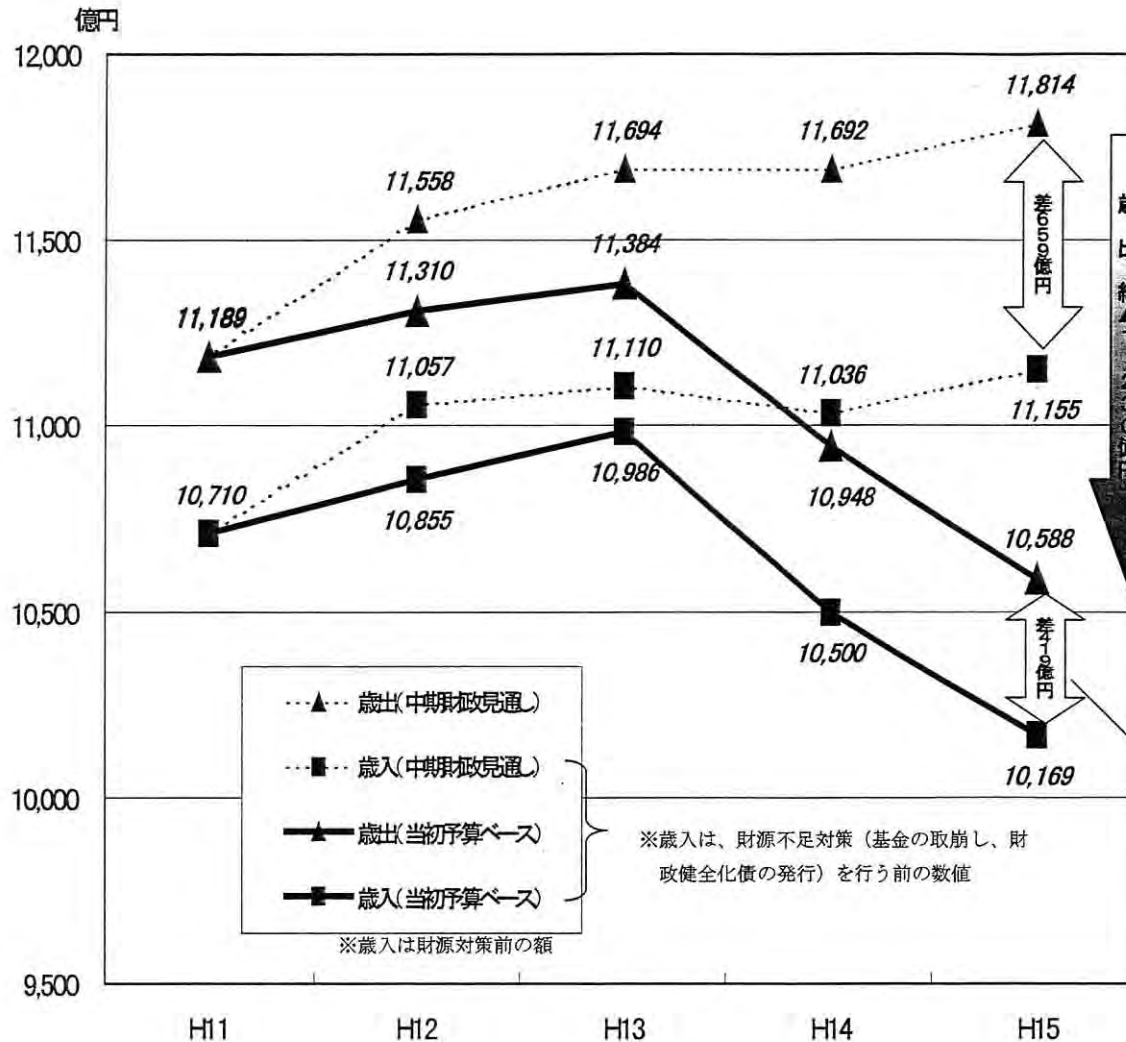
起債制限比率

起債の許可制限に係る指標です。20%を超すと補助事業など限られた事業しか起債できなくなります。仮にH15 当初予算にあてはめると、単独事業などで県債が発行できず、普通建設事業の約 20% (約 500 億円) が実施できないことになります。

- 広島県は、H8 から急速に上昇し、全国平均を大きく上回っています。
(H13 決算では、悪い方から全国 4 位)



「当初予算」と「中期財政収支見通し(H11推計)」との乖離



当初予算と中期財政見通しとの乖離額及び理由

＜歳出＞ ▲1,230億円

- ・ 人件費 ▲ 3 4 0 億円～職員削減、給与制度の見直しと適正な運用(昇給期間の延長措置、55歳昇給停止制度の導入等)など
- ・ 公債費 ▲ 2 0 0 億円～繰上債の償還年限、償還方法の見直しなど
- ・ 投資的経費 ▲ 5 4 0 億円～実施事業の厳選と重点化、単独公共事業の段階的縮減、国の方針による補助公共事業の縮減など
- ・ 税交付金 ▲ 8 0 億円～県税収入の減に伴う市町村への税交付金の減
- ・ その他 ▲ 7 0 億円～内部管理経費、扶助費・補助費等のその他経費の選択と集中による再構築と徹底した見直し

＜歳入＞ ▲ 990億円

- ・ 地方税等 ▲ 230億円 ～景気低迷による法人2税、地方消費税等の大幅な落ち込み
- { 主な内訳：地方消費税・清算金 ▲86億円、法人2税 ▲78億円
自動車税 ▲22億円、不動産取得税 ▲20億円 など }
- ・ 国庫補助金 ▲ 400億円
- ・ 県債 ▲ 180億円
(地方交付税振替除く)
- ・ その他 ▲ 180億円
- } 投資的経費等の歳出減に伴う減少など

＜財源不足額＞ 240億円改善

○人件費、投資的経費の削減等により、財源不足額は改善

◆ただし、後年度の負担が増加

- 公債費減200億円のうち、償還期間変更(20年⇒30年)により、繰延べた元利償還金
○財源不足の補てんのため発行した財政健全化債(H10～15の5年間で994億円)の元利償還金